

(R5.6 千葉地裁刑事訟廷事務室)
配布資料一覧表等
(令和5年度当直事務等説明会(令状・勾留)用資料)

1 スライドのプリント

- ① 令状編
- ③ 勾留請求事務編(添付書類:勾留事務チェックシート)
- ④ 被疑者国選手続編(添付書類:被疑者国選チェック表)
- ⑤ 準抗告編

2 令状チェックシート(17枚。添付資料「公訴時効一覧表」)

- ①通常逮捕、②緊急逮捕、③捜索差押、④捜索、⑤差押、⑥検証、⑦鑑定処分、
⑧捜索差押(強制採尿)、⑨鑑定処分(強制採血)、⑩身体検査(強制採血)、
⑪鑑定処分(頭髪採取)、⑫身体検査(頭髪採取)、⑬記録命令付差押、
⑭差押(リモートアクセス)、⑮捜索差押(リモートアクセス)⑯捜索差押許可状(税関)、
⑰臨検捜索差押許可状(税関)
添付資料(「公訴時効一覧表」)

※A3書面をA4で印刷する場合は、印刷画面でプリンタのプロパティ→用紙サイズ(P)でA4を選択→OK→印刷

3 [REDACTED]マニュアル

- ① 勾留
- ② 接見等禁止
- ③ 被疑者国選弁護人

4 勾留見本記録(日本人)

5 勾留見本記録(外国人)

6 被疑者国選手続見本記録(千葉地裁処理v.e.r.)

※上記以外の参考資料として、庁内HPに掲載されているものとしては、以下のとおり

- [REDACTED]マニュアル(当直用)(上記の[REDACTED]マニュアルの詳細版)
 - ・令状・勾留事務処理マニュアル(当直用) > (当直用) 勾留事務処理マニュアル
 - ・令状・勾留事務処理マニュアル(当直用) > 当直用令状事務処理マニュアル
 - ・被疑者国選事務処理マニュアル(当直用) > (当直用) 国選弁護人選任処理マニュアル

※当直の際は、当直室において、個別の連絡事項として、「地裁刑事訟廷からの連絡事項」ファイル等が引き継がれることがありますので、同ファイル等の確認もお願いします。

なお、同ファイルは、[REDACTED]

※当直室及び勾留質問エリアの見学を希望される方は、令状事務説明会、[REDACTED]研修において行うことが可能であるため、事前に令状事務説明会については刑訟庶務係、[REDACTED]研修については刑訟事件係にその旨を申し出させていただきます。

※実際の勾留質問を見学されたい方は、事前に刑訟事件係(月火希望は簡裁刑事係)にその旨を申し出させていただきます。

以上

目 次

- 1 マニュアル等の所在
- 2 令状
- 3 勾留請求事務
- 4 被疑者国選選任手続
- 5 準抗告

マニュアル等の所在①

1 マニュアル類

- ① [REDACTED]
- ② 主なものは地家裁庁内ホームページに掲載

2 当直用PC

マニュアル等の所在②

- 3 令状審査票
- 4 令状チェックシート
- 5 各種書式

被疑者国選の手書き用書式は、[REDACTED]

※不要書類は、

「令状関係不要書類保管箱」へ！

が使用できない場合

(府内HPにも掲載)の「[REDACTED] が使用できない場合の事件処理について」を参照

1 立件

[REDACTED] で立件すべき事件は、
緊急時用事件簿(紙帳簿)を使用して立件する。

2 各帳票の作成

勾留・接見禁止・被疑者国選は、[REDACTED]

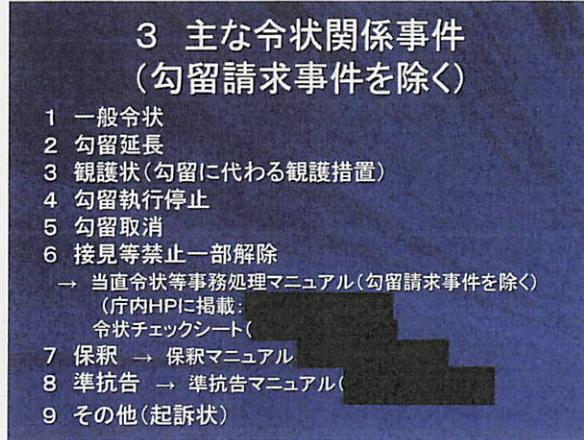


2 令状当番裁判官

- 「時間外令状当番表」に記載されているとおり
- 原則千葉簡裁名義で処理。ただし、「○」が付されている裁判官の場合は、千葉地裁名義で処理する。
※「○」が付されているのは、任官3年未満の判事補で簡裁併任がない裁判官なので、簡裁名義で令状発付できない。
- 応援裁判官の肩書きは当番裁判官に合わせる。
- R3.4.1以降、祝休日においては、翌日が休日で、かつ休日間当番が○印裁判官の場合には、千葉地裁名義で処理する。

1 当直の令状処理態勢

- 平日夜間(書記官・事務官) 午後5時から翌午前8時30分まで
- 休日間
 - 1班(書記官・事務官) 午前8時30分から午後5時まで
 - 2班(書記官の管理職)
 - 応援(書記官)
- 休日夜間(書記官・事務官) 午後5時から翌午前8時30分まで



3 主な令状関係事件 (勾留請求事件を除く)

- 1 一般令状
- 2 勾留延長
- 3 観護状(勾留に代わる観護措置)
- 4 勾留執行停止
- 5 勾留取消
- 6 接見等禁止一部解除
 - 当直令状等事務処理マニュアル(勾留請求事件を除く)
(府内HPに掲載:
令状チェックシート)
- 7 保釈 → 保釈マニュアル
- 8 準抗告 → 準抗告マニュアル
- 9 その他(起訴状)

4-1 一般令状処理(連絡)

- 原則24時間受け付ける。
※ 予告の電話(夜間は到着10分前)がある。
- 警察から令状請求の予告電話があつたら、令状の種別、請求予定時刻等を聴取し、当番裁判官へ連絡する(深夜を除く)。
- 午後5時以降に受け付けたものは原則として夜間の当番裁判官が処理する。
- 夜間に令状請求があつた場合の裁判官への連絡、記録の授受方法等について、当番裁判官と事前に確認しておく。

4-2 一般令状処理 (請求書の受領)

- 令状請求があつたら、形式面をチェックする。請求先が空欄の場合、記載させる。
- 請求書は、日付、警察署印、請求者の資格、請求者氏名・押印、請求書謄本の添付(逮捕状請求のみ)も確認する。

4-3 一般令状処理 (受付・立件)

- 受付印
- 受付
- 受理時刻の記載(緊急逮捕)
- 令状請求事件簿登載(簡裁又は地裁)、事件番号記載(簡裁「る」、地裁「む」)
- 簡裁と地裁の帳簿を間違えないこと
- 緊急逮捕状については、事件簿の備考欄に受付時刻と発付時刻を記入

4-4 一般令状処理 (処理帳簿)

- 当番裁判官の肩書きに合致する令状請求事件簿(簡裁又は地裁)を使用する。
- 東京税関**成田税関支署**請求の関税法121条の臨検搜索差押許可状の場合は**千葉地裁**の帳簿で処理する(千葉簡裁に管轄がないため。)

※地裁処理を要する場合で当日の担当裁判官が簡易裁判所判事の場合は、地裁の肩書きで処理できる刑事部の裁判官が在席しているか探す。在席していない場合は、その日の夜間当番裁判官や**千葉地裁**に在住する裁判官に依頼することとなる(「当直事務の手引」別紙第6参照)。

※**横浜税関****千葉税関支署**請求の場合は、千葉簡裁、千葉地裁に管轄がある。

4-5 一般令状処理 (請求書の審査)

- 令状審査票に基づき審査する(令状1通につき1通使用する)
- 緊急逮捕の場合、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役・禁錮の罪に限られる
- 緊急逮捕の場合、特に逮捕・引致の年月日時・場所の記載もれに注意

4-6 一般令状処理 (起案・起案令状の審査)

- か「手書き」で作成
- 令状への印押捺は不要(H30.12.1から)
- 逮捕状(通常・緊急)以外は請求書を引用しない扱い
- 令状用紙を間違えないこと
- 令状チェックシート等の活用
- 起案令状の審査(令状審査票を使用)
- 起案した令状、請求書、審査票をクリアファイルに入れ、捜査資料と共に裁判官に提出

4-7 一般令状処理 (事後審査)

- 裁判官から発付された令状を受け取ったら、令状審査票に基づいて事後審査する
特に、押印、契印漏れがないか注意
- ※令状を起案した職員とは別の職員が行う。
- 夜間執行許可の押印漏れに注意

4-8 一般令状処理 (請求者への交付)

- 発付された令状と検査資料を請求者に交付する
交付の際、必ず面前で指差し確認を実施する
- 逮捕状以外の令状(検査差押等)の請求書原本も請求者に返還する(請求書原本の提出は不要)
- 令状請求事件簿に受領印を受ける
- 令状審査票、逮捕状請求書原本、返還令状は令状関係書類引継簿に記載して引き継ぐ

4-9 一般令状処理 (却下・撤回)

- 「却下」、「撤回」共通の処理
 - ✓ 捜査資料、請求書原本を返還し、受領印をもらう。
 - ✓ 帳簿結果欄「発付」を抹消し「却下」又は「撤回」と記載
 - ✓ 逮捕状請求の場合、請求書原本余白に「〇月〇日却下」又は「〇月〇日撤回」と記載し、裁判所で保管
- 却下の場合…請求書原本余白に

本件請求を却下する。
令和〇年〇月〇日
千葉〇〇裁判所
裁判官 ▲▲▲印
- 緊急逮捕状は、逮捕の追認であるから撤回はない。
要件を満たさない場合は却下することになる

4-10 処理上注意すべき令状

- 緊急逮捕、強制採尿、強制採血
要急で処理する。
- 税関からの臨検捜索差押請求(管轄に注意)
 - ✓ 東京税関成田税関支署からの請求は、必ず千葉地裁名義で処理(関税法121条)
 - ✓ 横浜税関千葉税関支署からの請求は、千葉簡裁、千葉地裁にも管轄がある。
 - ✓ [] で作成できないので、[] 使用して作成

5-1 当番裁判官が 処理できない場合

- 令状当番裁判官が処理できない場合の例

当番裁判官が簡裁判事のときに次の事件を処理する必要がある場合

 - ✓ 東京税関成田税関支署からの関税法に基づく令状請求
 - ✓ 地裁の裁判官がした被疑者についての接見等禁止決定に対する接見禁止一部解除請求
 - ✓ 地裁に公判係属の被告人についての第1回公判前の身柄に関する請求(保釈、勾留執行停止、勾留取消等)など
- ➡ 次の順位により処理可能な裁判官を探す

5-2 当番裁判官が 処理できない場合

- 5-1の場合、次の順位により処理可能な地裁裁判官を探し、処理を依頼する

①在庁する刑事部の裁判官、②当該日の夜間当番裁判官、③当該日の応援裁判官、④以降の順位等については「在庁時間外の令状事務処理基準1(5)・当直事務の手引別紙第6」を参照

※ 保護許可状等、簡裁名義で処理する必要があり、当番裁判官が簡裁発令のない裁判官である場合の順位についても、「当直事務の手引別紙第6(在庁時間外の令状事務処理基準1(5))」を参照

6 勾留延長

※3連休以上の連休の指定された日

- 「当直用令状等事務処理マニュアル」を参照
- 請求書に受付印を押し、[]
- 裁判官に記録(勾留状添付)を提出する。
- 延長決定が出たら、裁判官記入欄(勾留状2枚目の理由と日付の記載及び記名押印)を点検する。
- 檢察官への交付年月日を記載し、書記官記名印、職印を押印する(刑訴規153条3項)。
- 記録を検察庁の当直室に引き継ぎ、した「事件関係送付一覧」に受領印をもらう。
- 日直の応援の要否を算定する際にカウントするのを忘れないこと。

勾留状2枚目	
検察官記入欄(記名押印して下さい)	
下記に記入して下さい。 1. 勾留延長の日付を記入して下さい。 2. 勾留延長の理由を記入して下さい。(必ず地裁の名前を記入下さい) 3. 勾留延長の理由で「(地裁)」と記入して下さい(必ず地裁の名前を記入下さい)	
記入欄	記入欄
勾留人(捺印) <input type="checkbox"/> は 記入者(捺印) <input type="checkbox"/> は 捺印者(捺印) <input type="checkbox"/> は	年月日 年月日 年月日
千葉地裁 <input type="checkbox"/> は 千葉簡裁 <input type="checkbox"/> は 千葉西、北、東 <input type="checkbox"/> は	年月日 年月日 年月日
記入欄 記入欄 記入欄	記入欄 記入欄 記入欄
年月日 年月日 年月日	年月日 年月日 年月日

7 起訴状の受理

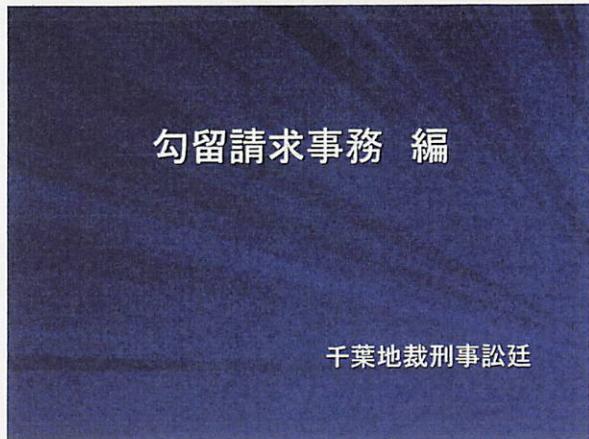
当直時間内に検察庁から起訴状が提出された場合

- 受付印を押す。

※起訴状原本、添付されている起訴状副本、起訴状
写し(2~4通)全てに受付印を押す。

※逮捕状、勾留状、国選弁護人選任通知書写しなど
の付属書類は押印不要

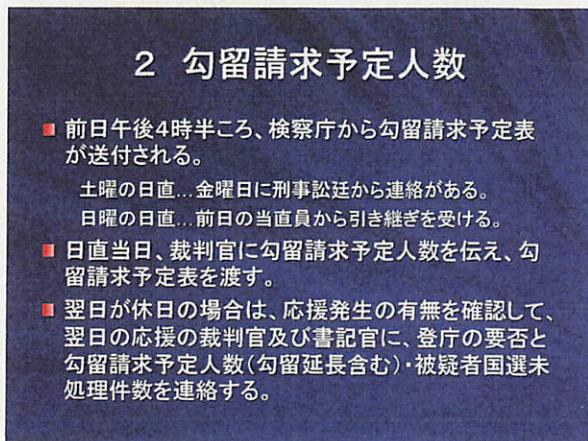
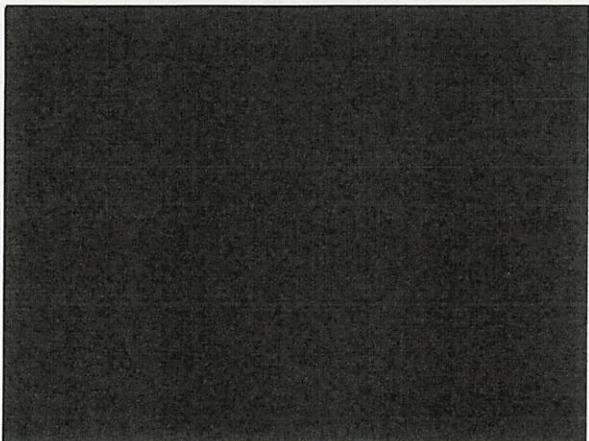
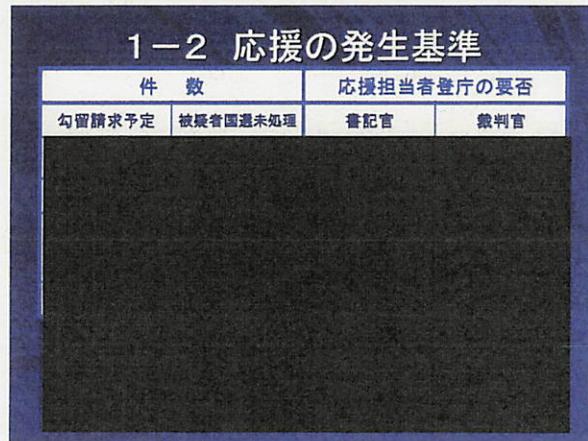
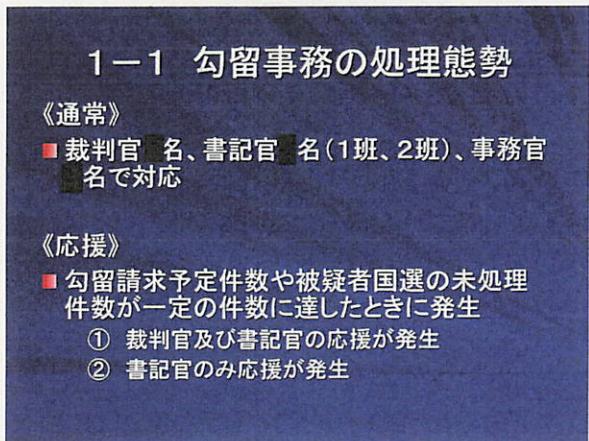
- 当直訴訟書類受付簿に記載し、総務課を経由して
翌開庁日に地裁又は簡裁に引き継ぐ。



参照する主なマニュアル等

- <当直用>勾留事務処理マニュアル
※勾留期間延長については、「当直令状等事務処理マニュアル」に記載
- 接見等禁止請求がある場合の謄本作成・交付方法
- [Redacted]
マニュアル
- [Redacted]
マニュアル(勾留・接見等禁止)
- 勾留見本記録

いずれも府内ホームページに掲載。



3-1 勾留請求書の受理

地裁(む) 簡裁(る)

- 受付印を押し、受付時刻を記入する。
- ★ 逮捕から検察官送致まで48時間以内
- ★ 検察官受取時から勾留請求まで24時間以内
- ★ 逮捕から勾留請求まで72時間以内
- で事務処理をする。
- ★ 勾留、接見等禁止、勾留延長は で事務処理をする。
※検察庁等から、被疑者が新型コロナウイルスに感染している、又は、感染の疑いがあるとの連絡を受けた場合には、裁判官の指示により、コロナ対応による勾留質問を行う。
(詳細は「地裁刑事訟廷からの連絡事項」中の「新型コロナウイルスに感染している、又は、感染している疑いのある被疑者の勾留質問について」を参照のこと。)

3-2 接見等禁止請求書の受理

地裁(む) 簡裁(る)

- 勾留請求に付随して接見禁止の請求があつた場合は、 で事務処理をする。
- ▶ 決定書1通と賛本3通(被疑者、検察庁×2)が 。
- ▶ 決定書は、①日本人成人用、②外国人成人用、③日本人少年用、④外国人少年用、⑤成人切迫少年とある。事案に応じて

- ▶ 少年の場合で、両親が離婚するなどして、親権者となつてゐる者が「父」または「母」のみの場合は、除外されているのが誰かよく確認する。

※例1 「親権者たる父母」の「父」を削除

例2 「親権者たる父母」の「親権者たる」を削除

3-3 少年法改正について (R4.4.1施行)

- 従前は、罰金以下の刑に当たる犯罪の場合は、司法警察員から直接家庭裁判所へ送致され、検察官から勾留請求されることはなかつたが(41条)、今回の改正により、18歳、19歳の少年(特定少年)については、検察官からの勾留請求が可能となつた(67条1項)。
- ただし、18歳未満の少年については、従前どおり司法警察員から直接家庭裁判所へ送致されるため、検察官から勾留請求されることはないと注意。
- 成年年齢が引き下げられたため、特定少年については親権者が親観できなくなり、2条から「成人」の定義が削除されたため、裁判官に相談のうえ接見等禁止決定の文言を修正する必要あり。
(例)「被疑者の親権者たる父母」→「被疑者の父母」
「成人に達したときは」→「20歳に達したときは」

4 勾留状等の起案

■ 勾留状への印押捺は不要

5 勾留状等点検→記録を裁判官へ

① 勾留状、勾留事務チェックシート

- 勾留状用紙2枚に被疑事実の要旨を合てつし勾留状を作成する。
※別添写真の男(女)の場合、写真は末尾に添付する。
チェックシートの事前審査欄の内容を確認し、チェックする。

② 接見禁止等請求書と接見禁止決定書原本 (接見禁止等請求付きの場合)

③ 被疑者国選チェック表

(請求の有無にかかわらず全件作成する。)

④ 被疑者国選請求書

(事前に請求書が提出されている場合)

6 開錠・施錠

7 被疑者の呼出

- 裁判官から被疑者呼出の指示があつたら
- ✓ 勾留質問の順番を決める
-
- ✓ 警察電話を使用して検察庁内の仮監に呼出の依頼と順番を伝達する
- ※身柄を呼んでから裁判所に身柄が到着するまで15~30分程度を要する
- ✓ 検察庁に電話し、通訳人に来庁してもらう

8 勾留質問の立会い

- 被疑者の身柄が到着したという連絡が入る。
- ↓
- 裁判官、通訳人とともに勾留質問室に入る。
- ↓
- 入室後、部屋使用中ボタンを押し、ドアを施錠する。
- ↓
- 質問に沿って、勾留質問調書への記載、被疑者への読み聞かせ、被疑者に署名指印をさせる。
- 接見禁止の場合は謄本1通をその場で交付送達

11 検察庁への引継ぎ

- 勾留状、勾留質問調書、通訳人尋問調書、接見等禁止決定謄本2通に押印漏れ等がないか点検する。
- 勾留状、勾留質問調書、通訳人尋問調書、接見等禁止決定謄本2通、記録を検察庁の当直室に引き継ぎ、「事件関係送付一覧」に受領印をもらう。
- ※ 引継は全部まとめて持っていくか、ある程度まとったら、その都度、少しでも早く引き継ぐこと。
- ※ 接見禁止等請求書、接見禁止決定原本、送達報告書は引き継がない。
- ※ 被疑者国選の請求があった場合は、ステーブラーの針を外さずに勾留状のコピーをとること。

12 翌日の応援の要否の連絡

翌日が休日になる日の日直員は、午後4時半から5時までの間に、翌休日の応援裁判官及び応援書記官に登庁の要否を連絡する。

13 事後処理

- (日直2班の当直員において)「休日の勾留請求に関する調査引継票」を作成し、当直日誌に挟み込む。
- 接見禁止関係の書類、通訳料請求書(通訳人立会表添付)をクリアファイルに入れ、刑事担当者へ確実に引き継ぐ。

14-1 勾留質問の付随手続 (被疑者国選の請求)

事前に国選弁護人選任の請求がなく、かつ、勾留質問手続中に請求する旨の申告がなされた場合

- 勾留質問室において、被疑者に同室に備え付けの「国選弁護人選任請求書・資力申告書」に記入してもらう。
- 外国語版は、可能であれば事前に準備しておく。日本語版の請求書を利用して通訳人を介して手続を実施してもよい。

14-2 勾留質問の付随手続 (当番弁護士の希望、私選弁護人の選任申出)

- 当番弁護士の希望又は私選弁護人の選任申出があった場合の処理
 - 勾留質問調書の勾留通知先欄に記載する。
 - チェックシートに申出の有無をチェックし、その後の処理をする当直員に確実に引き継ぐ。
 - 勾留質問調書のコピーをとる。
 - 「被疑者弁護人選任申出通知簿」を参照して通知し、同帳簿に所要事項を記載し、押印する。
 - 日直2班がチェックシートを参照し、調書のコピーと通知簿を照合して確認する。

14-3 勾留質問の付随手続 (要通訳事件)

- 勾留質問開始前に通訳人を呼ぶ。(検察官当直)
- 通訳人が到着したら通訳人尋問調書、宣誓書に署名押印をもらうとともに、通訳料請求書の住所・氏名を確認してもらう。通訳料請求書の押印は不要(場所:裁判所当直室)。
- 被疑事実の写しをあらかじめ交付する。
- 通訳人立会表に実際に通訳した時間を記載する(通訳料算定の基礎)。
- 通訳料請求書の通訳料欄は空欄のままで引き継ぐ(裁判官の決裁印も不要)。
- 通訳人には出入口の暗証番号は教えず、外まで案内すること。



14-4 勾留質問の付随手続 (領事官通報)

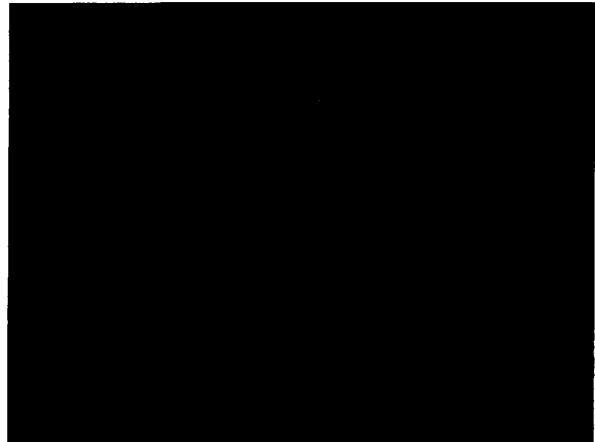
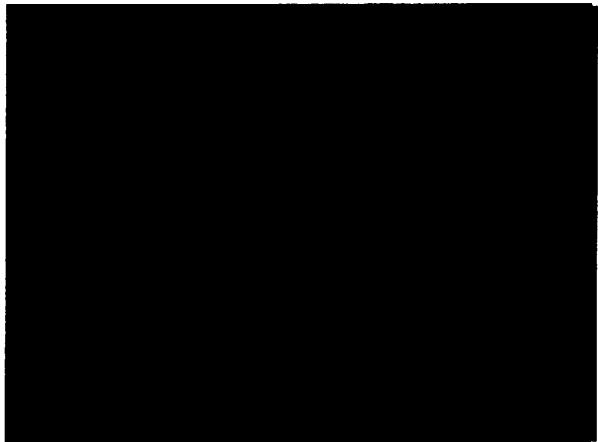
- 外国人の勾留請求の場合
→ウィーン条約締結国か確認しておくこと
 - 外国人(通訳の要否を問わない)が領事官通報を希望した場合、普通郵便で通知する。通知書の用紙はものを使用する。
 - 捜査段階で既に通報されている場合は、裁判所から通報する必要はなく、被疑者に通報の要否を確認する必要もない。
 - ウィーン条約未締結国の場合には通報は必要的でないが、要請された場合は普通の通報でよい。
 - 二国間条約で本人が希望しなくとも通報の必要がある国もある。
 - ウィーン条約締結国だが日本に領事機関が未設置の北朝鮮等は通報を行うことができない。
 - ※ 領事官通報の要請の有無を確認した場合は、勾留質問調書に記載するか、「通報の要請に関する照会」という書面に被疑者の署名捺印をもらう。通報を行つたら、調書又は照会書の余白に通報済みである旨付記する。照会書は裁判所で保管する。

15 勾留に代わる観護措置

- 被疑者が少年の場合、勾留ではなく勾留に代わる観護措置が請求されることがある。

※ 家庭裁判所で行う観護措置とは異なる。

 - この場合は令状請求事件簿の「観護措置」のところに受付番号をとる(の対象外)。
 - 裁判官の指示で観護措置に変える場合は、通常裁判官から検察官に連絡し、予備の請求として観護措置請求書が提出されるので、受付立件する。この場合で観護状を出した場合、通常は勾留請求は却下の処理となる(裁判官の指示に従う)。
 - 質問手続は勾留質問と同じだが、調書は「観護措置調書」となる。
 - 観護状、観護措置調書、観護措置通知、被疑者国選弁護人手続の各用紙は用紙又は電子データを使用する(対象外のため)。
 - 勾留との違い…①受容場所が少年鑑別所となる。②延長はない。
 - 観護状への印押捺は不要



勾留事務チェックシート(事前審査)

確認事項	確認する書類	書類貼付の付せんの略称	確認する内容	チェック欄
				書記官
人定事項	○身上関係書類 戸籍、住民票、在籍証明書、免許証等 (外国人の場合) 外国人登録原票写し、旅券写し	身	勾留請求書の記載との同一性	
	○逮捕状 (又は現行犯人逮捕手続書)	状 (逮手)		
制限時間	○逮捕状 (又は現行犯人逮捕手続書)	状 (逮手)	警察逮捕の場合 逮捕時～検察官送致時 48時間以内 検察受取時～勾留請求時 24時間以内 逮捕時～勾留請求時 72時間以内	
	○勾留請求書 (受付日付印記入の受付時刻)		検察逮捕の場合 逮捕時～勾留請求時 48時間以内	
逮捕事実と勾留事実との照合	○逮捕状 (又は現行犯人逮捕手続書)	状 (逮手)	それぞれの罪名、被疑事実は同一か	
	○勾留請求書			
領事官通報の要否 (外国人被疑者の場合)	○通報要請照会書 (検察段階で初めて通報を希望した場合には、弁解録取書で確認)	通報	通報を希望する被疑者(※)について、警察又は検察庁における通報の有無 (警察又は検察庁で通報済みの場合は通報の必要なし)	<input type="checkbox"/> 通報済み <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※ 2国間条約締結国の被疑者については、希望の有無にかかわらず、捜査機関又は裁判所における必要的通報(領事関係に関するウイング条約締約国一覧表又は領事機関に対する通報等関係執務資料参照)

勾留状チェックシート(事後チェック)

確認事項	確認箇所	確認する内容		チェック欄
				当直員
人定事項	勾留状に記載された特定欄	事前審査を行った勾留請求書と同一であること		
勾留理由の記載	勾留状の2枚目	刑訴法60条1項	1号(住居不定) 2号(罪証隠滅) 3号(逃亡のおそれ)	空欄は不可
裁判官の記名押印	当該箇所	漏れのないこと		
訂正印	勾留状全体	訂正箇所すべてに訂正印漏れのないこと		
契印	勾留状の各葉間	勾留状全体にわたり契印漏れのないこと		

【勾留質問時の】当番弁護士・私選弁護人選任の希望 有(当番 私選) 無

上記希望の有無については、勾留質問立会者において□を付すこと

当番弁護士・私選弁護人選任の希望が有る場合の事務処理

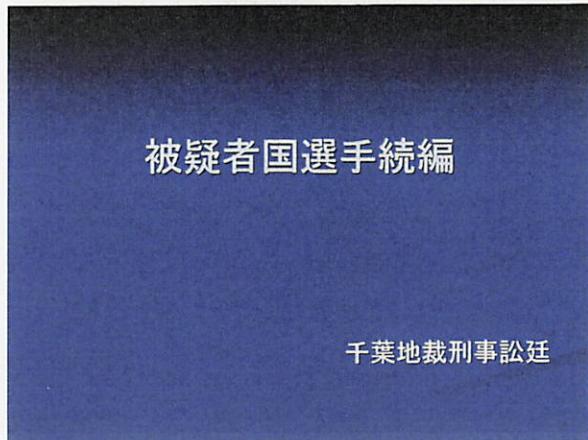
確認事項	確認箇所	必要な事務処理 (当直マニュアル参照)	チェック欄	
			当直員	日直2班
当番弁護士制度利用	勾留質問調書	①勾留質問調書のコピーをとってから検察庁に記録を引き継ぐ ②弁護士会等に通知し、通知簿に記載し、認印を押印する ③(日直2班において)調書のコピーと通知簿を照合し、調書のコピーに認印を押印した上で、当直明けに簡裁又は地裁に引き継ぐ		
私選弁護人選任申出	勾留質問調書			

【勾留質問時の】領事官通報の要否 必要 不要

上記通報の要否については、勾留質問立会者において□を付すこと

領事官通報を要する場合の事務処理

確認事項	確認箇所	必要な事務処理 (当直マニュアル参照)	チェック欄	
			当直員	日直2班
領事官通報	通報の要請に関する照会・回答、勾留質問調書	①領事官通報書面を作成し、切手を貼ってポストに投函する ②留置施設に[]で領事官通報した旨を連絡する ③通報の要請に関する照会・回答の用紙の余白に付記し、認印を押印する (勾留質問調書に希望の有無を記載したときも、これに準じて処理する)		



請求の態様	【通常の請求】 勾留請求時の請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】	
		勾留状発付が 千葉地裁・千 葉簡裁	勾留状発付が 木更津・八日 市場・市川の 各簡裁から の引継ぎ (FAXで引き 継がれる)
請求書の提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	(各簡裁に 提出)
受け付けた裁判所名	当番裁判所 (千葉地裁 又は 千葉簡裁)		(各簡裁で 受付済み)

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

1 参照する主なマニュアル等

- 〈当直用〉国選弁護人選任処理マニュアル
- [REDACTED]
- [REDACTED] マニュアル(被疑者国選)
- 被疑者国選手続見本記録
- 辞任届付弁護人選任届について

いずれも府内ホームページに掲載・[REDACTED]

2 選任請求の態様

請求の態様	【通常の請求】 勾留請求時の請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】	
		勾留状発付が 千葉地裁・千 葉簡裁	勾留状発付が 木更津・八日 市場・市川の 各簡裁から の引継ぎ (FAXで引き 継がれる)
請求書の提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	(各簡裁に 提出)
受け付けた裁判所名	当番裁判所 (千葉地裁 又は 千葉簡裁)		(各簡裁で 受付済み)

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

3-1 勾留請求時の請求

請求の態様	【通常の請求】 勾留請求時の請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】	
		勾留状発付が 千葉地裁・千 葉簡裁	勾留状発付が 木更津・八日 市場・市川の 各簡裁から の引継ぎ (FAXで引き 継がれる)
請求書の提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	(各簡裁に 提出)
受け付けた裁判所名	当番裁判所 (千葉地裁 又は 千葉簡裁)		(各簡裁で 受付済み)

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

3-2 勾留請求時の選任請求 (チェック表の準備)

- 被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表を作成しておく
 - ✓ 当日勾留請求予定の全件について作成しておく
 - ✓ 簡裁はピンク色、地裁は青色のチェック表を使用

3-3 勾留請求時の選任請求 (選任請求書の受付)

- 当日午前中までに留置管理職員がまとめて持参
- 上訴申立書等記録簿(被疑者国選選任請求書用)に登載(符号は「(記)」)
- ✓ 帳簿は、地裁・簡裁の別あり
- ✓ 事前提出がなく、勾留質問時に選任請求があった場合は、勾留質問の場で請求書を記載させ、勾留質問終了後に帳簿に登載



その後の処理は、選任請求書を受け付けた裁判所名で行う
(処理未了で翌日に引き継がれた場合も同様)

3-4 勾留請求時の選任請求 (選任請求書の審査)

- チェック表に従い、審査する
- ✓ 資力が50万円未満であることを確認
- ✓ 資力が50万円以上である場合は、弁護士会からの不在・不受任通知があるか確認

3-5 勾留請求時の選任請求 (勾留請求が来てからの処理)

- チェック表に従い、さらに審査する
 - ✓ 私選弁護人が選任されていないことを確認。ただし、辞任届付弁護人選任届が提出されている場合は、勾留状が発付されると弁護人選任の効力が生じ、国選弁護人選任請求書が提出されれば、国選弁護人選任手続を進めることになる。
- 各書面の印刷
 - ・ファクシミリ送信書
 - ・指名通知依頼書
 - (精神障害の疑いがある場合は、裁判官の指示により、障害者刑事弁護制度に関する連絡事項を記載)
- 裁判官の審査
 - ✓ 勾留関係書類・記録とともに、国選記録を裁判官にあげる
 - ※勾留請求がなかった場合
 - チェック表にチェックし、当番裁判官に選任請求として受け付けないことについての押印をもらう

3-6 勾留請求時の選任請求 (勾留質問)

- 予め請求書の提出がなく、質問時に請求があつた場合
 - ✓ その場で請求書(当直室及び勾留質問室備付け)を記入させる
- 予め請求書の提出があるが、要件を満たさない場合(資力ありで不在・不受任通知なし、私選弁護人あり(辞任届付弁護人選任届の場合を除く)など)
 - ✓ 撤回する場合は、撤回書を記入させる(撤回しない場合は、請求却下の処理をすることになる)
- 予め請求書の提出があるが、勾留請求を却下する場合
 - ✓ 当然には選任請求の効力がなくならないので、マニュアルを参照して処理する

3-7 勾留請求時の選任請求 (法テラスへの指名通知依頼)

勾留状が発付されたら

- 勾留状のダブルチェック後、勾留状のコピーをとる
 - ✓ 勾留状のコピーは、ステープラー針を外さずにとること
 - ✓ 勾留状のコピーの被疑事実の余白に被疑者名を鉛筆で記入(送信先の混乱防止のため)
- 法テラスに電話連絡の上、
 - ・ファクシミリ送信書
 - ・指名通知依頼書
 - ・勾留状のコピー
 をFAX送信する → 法テラスから受領書が送信される

3-8 勾留請求時の選任請求 (選任手続)

- 請求書を受け付けた裁判所名で選任する
- ✓ 当番裁判官が受け付けた裁判所名で処理できない場合は、処理できる裁判官を探すことになる
- 指名通知が来たら、必ず即日選任する
- 午後5時までに選任命令を発する場合
- ✓ 昼間の当番裁判官が選任する
- 午後5時以降に選任命令を発する場合
- ✓ 夜間の当番裁判官が選任する
- 作成する書類
 - ・結果記載
- ✓ 選任書、選任書写し1通、選任通知書、請書
- ✓ 上訴申立書等記録簿(被疑者国選用)に結果を記載する

3-9 勾留請求時の選任請求 (選任通知書・選任書の送付)

- 送付先(FAX) ※いずれも選任当日に送付する
 - ✓ 檢察官 ※事前に電話連絡をする
 - ✓ 被疑者(が留置されている警察署) ※警察電話を使用
 - ✓ 法テラス ※事前の電話連絡不要
- 通知手続済みの付記
 - ✓ 選任書写しに通知手続済みの付記をする
- 弁護人への選任書等の送付
 - ✓ 弁護人に連絡し、(連絡がつかなくとも)選任書原本・請書を普通郵便で発送する

3-10 勾留請求時の選任請求 (引継ぎ)

■ 处理が終わったもの

- ✓ 引継書を作成して次の当直員を介して、刑事公訴又は簡裁刑事係に引き継ぐ

■ 处理未了のもの

- ✓ 引継書を作成し、次の当直員に確実に引き継ぐ
- ✓ 国選記録は、進行段階ごとに所定の場所に置く

4-1 勾留状発付後の請求

請求の 態様	【通常の請求】 勾留請求時の 請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】 勾留状発付が 千葉地裁・千 葉簡裁	木更津・八日 市場・市川の 各簡裁から の引継ぎ (FAXで引 き継がれる)
請求書の 提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	(各簡裁に 提出)
受け付け る裁判所 名	当番裁判所 (千葉地裁 又は 千葉簡裁)		(各簡裁で 受付済み)

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

4-2 勾留状発付後の選任請求 (あと出し請求)

■ 選任請求書の提出先

- ✓ 松戸簡裁以外の管内裁判所(千葉地裁、千葉簡裁、木更津簡裁、八日市場簡裁、市川簡裁)で勾留状を発付した被疑者のあと出し請求は、本庁(千葉簡裁又は千葉地裁)に提出される

■ 警察からの選任請求書の提出

- ✓ 電話連絡(このときに、私選弁護人がついていないことを確認する)後、勾留場所の警察から、請求書等がFAXされる

【提出書類】

- ・国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ・勾留状写し
- ・資力が50万円以上の場合は、不在・不受任通知

■ 前に被疑者国選弁護人選任請求がないことの確認

- ✓ 上訴申立書等記録簿(被疑者国選用)(地裁・簡裁)を参照

4-3 勾留状発付後の選任請求 (あと出し請求)

■ 選任請求書の受付・処理する裁判所名

- ✓ 勾留状の発付府にかかるわらず、請求書を受理した日の当番裁判官の裁判所名(千葉簡裁又は千葉地裁)で受け付ける

↓
その後の処理は、請求書を受け付けた裁判所名で行う

■ 帳票作成の際の の可否

- ✓ 勾留状発付が本庁(千葉地裁又は千葉簡裁)

- ✓ 勾留状発付が本庁以外(木更津・八日市場・市川の各簡裁)

→手書きで作成

5-1 木更津・八日市場・市川 の各簡裁からの引継ぎ

請求の 態様	【通常の請求】 勾留請求時の 請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】	
		勾留状発付が 千葉地裁・千 葉簡裁	勾留状発付が 木更津・八日 市場・市川の 各簡裁
請求書の 提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	
		(各簡裁で 受付済み)	

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

5-2 木更津・八日市場・市川 の各簡裁からの引継ぎ

■ 各簡裁からの引継ぎ

- ✓ 木更津・八日市場・市川の各簡裁で既に選任請求書が受け付けられている

↓
その後の処理が未了(選任まで至らない)のため、本庁にFAXで引き継がれる

■ 処理する裁判所名

- ✓ 請求書を受け付けた裁判所名(木更津・八日市場・市川の各簡裁)で行う

- ✓ →手書きで作成

- ✓ 選任通知書の書記官印は、認め印を使用する

6 援助私選弁護人から 被疑者国選弁護人への切替

■ 選任請求書の提出

- ✓ 私選弁護人が、直接持参する
- ✓ 捜査機関の受付印が押された弁護人選任届の写しが添付される
- 勾留状発付前の提出の場合
 - ✓ 勾留請求時の請求(通常の請求)の場合と同じ
 - ✓ 指名通知依頼書の連絡事項欄に、切替の旨を記載する
- 勾留状発付後の提出の場合
 - ✓ あと出し請求の場合と同じ
 - ✓ 勾留場所の警察から勾留状の写しをFAXで取り寄せる
 - ✓ 指名通知依頼書の連絡事項欄に、切替の旨を記載する
 - ※選任届付弁護人選任届の場合は、この切替手続は不要。

7-1 処理上の留意点 (処理未了の引継ぎを受けたら)

■ 特に次の点を確認

- ✓ 請求の態様
 - ・ 勾留請求時の請求(通常の請求)
 - ・ あと出し請求
 - ・ 管内簡裁からの引継ぎ
- ✓ 進行状況
 - ・ 法テラスへの指名通知依頼未了
 - 朝9時以降に法テラスに指名通知依頼をする
 - ・ 法テラスからの指名通知待ち
 - 法テラスから指名通知が来たら選任手続をする
- ✓ 処理すべき裁判所名
 - ・ 請求書を受け付けた裁判所
- ✓ 令状当番裁判官が処理可能かどうか

7-2 処理上の留意点 (当番裁判官が処理できない場合)

■ 令状当番裁判官が処理できない場合

- ✓ 千葉簡裁名義で処理すべき場合に、当番裁判官が○印
- ✓ 千葉地裁名義で処理すべき場合に、当番裁判官が簡裁判事
- ✓ 管内簡裁名義で処理すべき場合に、当番裁判官が○印
- ↓
- 千葉地裁名義で処理すべき場合の第1順位は、在庁する刑事部の裁判官。千葉簡裁名義で処理すべき場合の第1順位は、在庁する簡裁判事等。各第2順位以降については、「在庁時間外の令状事務処理基準1(5)ア、イ、ウ」を参照の上、処理を依頼する(同処理基準1(5)ア、イは令状請求事件が対象であるが、ウ「その他」に被疑者国選弁護人選任事務が含まれる。)。

チェック表 千葉簡裁処理用

被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表(千葉簡裁処理用・R4.10)

記入方法:各項目の□の内容についてチェックしたら、担当者(現実に当該事務処理をした者)が認印すること。項目の途中で翌日に引き継ぐ場合は、チェック内容の該当番号を付して認印すること。引継事項があれば備考欄に記載すること。引継ぎを受けた者は続いてチェックし、同様に認印すること。

被疑者氏名

令和 年 月 日

チェック項目・内容	認印	備考
1 請求は勾留請求以後か ①□ 勾留請求時に請求あり □ 上記の場合発付した勾留状の写しを作成する ②□ 勾留状発付後の請求		□勾留質問時 請求なし
2 被疑者から国選弁護人選任請求書・資力申告書が提出されているかどうか ①□ 提出あり、記載事項点検済み ②□ 上訴申立書等記録簿記載(千葉簡裁 令和 年(記)第 号) ③□ 添付資料(④□資力ある場合不在・不受任通知書) ⑤勾留状発付後の請求の場合 □勾留状写し		
3 資力審査等 ①□ 現金・預貯金等資力が50万円未満 ②□ 現金・預貯金等資力が50万円以上 ③□ 私選弁護人選任申出なし ④□ 国選請求撤回 □国選請求撤回せず ⑥□ 私選弁護人選任申出あり ⑦□ 不在・不受任通知あり □不在・不受任通知なし		チェック表 1~4につき 内容確認済 指名通知 依頼する 裁判官印 印
4 私選弁護人が選任されていないか(※勾留請求書第4項の記載及び弁護人選任届の有無を確認) □ 選任されていない □ 選任されている(辞任届 □付き※ □なし) ※辞任届付弁護人選任届が提出されており、かつ、資力が50万円以上の場合 □ 弁護人の報告書あり □ 弁護人の報告書なし ※辞任届付弁護人選任届が提出されている場合は、その写しを国選記録に編てつ		
5 司法支援センター千葉地方事務所へ国選弁護人候補指名通知依頼 ※選任請求書を受け付けた裁判所名で処理すること		
①□ 令和 年 月 日依頼送信済み ②□ 午後5時時点でのセンターの対応確認(③□即日処理 ④□翌日処理)		
6 司法支援センターからの指名通知 □ 指名通知受信(弁護士名)		
7 国選弁護人選任書作成等 ※選任請求書を受け付けた裁判所名で処理すること □簡裁の裁判官による選任書作成・決裁(写し含む) □上訴申立書等記録簿に結果記載		
8 国選弁護人選任書を弁護人に送付 □ 原本を郵便で送付(請書同封) □ 原本を窓口で交付(請書受領)		
9 国選弁護人選任通知及び選任書写しに通知済の付記 ①□ 被疑者(留置施設) 付記 □ ②□ 檢察官 □ ③□ センター千葉地方事務所 □		
10 却下命令の場合 ①□ 却下命令作成・決裁 ②□ 却下命令副本を被疑者に送達(簡裁刑事で行う) ③□ FAXで送信(即日送達できない場合)		

以下は、選任に至らない場合に記入する(上記10を除く)	認印	備考
□ ア 勾留請求なし → 右の備考欄に裁判官印をもらい、チェック表・選任請求書を千葉簡裁に引き継ぐ		左記ア 選任請求として受け付けないことにつき 裁判官印
□ イ 勾留質問時に撤回 → チェック表・選任請求書・撤回書を千葉簡裁に引き継ぐ		
□ ウ 勾留請求却下		印
□ (ア) 檢察官からの準抗告申立なし □ (イ) 檢察官からの準抗告申立棄却	チェック表・選任請求書・勾留請求 → 書のコピー・ → 檢察官からの準抗告申立棄却 簡裁に引き継ぐ	
□ (ウ) 檢察官からの準抗告申立認容・勾留状発付	→ 上記5以降の事務を行う	

準抗告編

千葉地裁刑事訟廷

1 準抗告とは

- 裁判官がした裁判に対する不服申立て(刑訴法429条)
- 捜査機関の処分等に対する不服申立て(刑訴法430条)

※裁判所がした決定に対する不服申立て
→抗告(刑訴法419条、420条等)

2-1 準抗告の例 (検察官申立て)

- 勾留請求却下に対する準抗告
- 勾留延長請求却下に対する準抗告
- 接見等禁止請求却下に対する準抗告
- 第1回公判前の保釈許可に対する準抗告

2-2 準抗告の例 (弁護人申立て)

- 勾留に対する準抗告
- 勾留延長に対する準抗告
- 接見等禁止に対する準抗告
- 第1回公判前の保釈請求却下に対する準抗告

3 準抗告事務の処理態勢

準抗告マニュアル及び「準抗告申立て時に裁判体に連絡する場合の取扱いについて」に従って処理

- 休前日(金)の夜間及び休日
当番の裁判体が決まっている
- 平日(月～木)の夜間
当番の裁判体が決まっている

4 準抗告申立ての受理

- 申立て書が地裁宛てになっているか、何に対する準抗告かを確認する。
- 弁護人申立ての場合、即日処理の希望の有無、連絡の取れる携帯電話等の電話番号を聴取し付せん等に控える(ただし、午後10時以降の申立ての場合は聴取不要)。
- 検察官申立ての場合は、申立て書に執行停止の申立ての記載があるかを確認する。

5 裁判官への連絡

令和5年3月24日付け令状委員長書簡「準抗告申立て時に裁判体に連絡する場合の取扱いについて」に従って行う（「地裁刑事訟廷からの連絡事項」内にあり。）。

6 捜査記録の取寄せ 等

- 弁護人申立ての場合は、当日判断であれば、検察庁に電話し、検査記録を取り寄せる（検査記録の借り受けの際に、申立書写しを送付する。夜間に申立てがあり、翌日判断であれば、当日に検査記録の取寄せはせず、翌日の午前8時30分頃に、検察庁に電話し、記録を取り寄せることが可。）
- 当日判断しない場合は、請求者（検察官又は弁護人）に当日判断しない旨連絡する。

7 申立書の受付

- 立件処理をする（一般（む））。
- 執行停止については、立件は不要
- 申立書を4部コピーする（合議体用3通、担当書記官用1通。ただし、弁護人申立ての場合は、検察庁用に1通追加）。
- 表紙を印刷し、申立書と裏表紙を付けて記録を作成する。
- 相手方への通知（後述のとおり）

8 相手方への申立通知

- 検察官からの準抗告の場合
 - 被疑者（被告人）に対しては、■■■■■を使用して留置施設に通知する。
 - さらに、弁護人が付いていれば、弁護人に電話で通知する。
 - 準抗告申立書に通知した旨を付記する。
- 弁護人からの準抗告の場合
 - 検査記録を借り受ける際に、準抗告申立書写しを検察庁に送付し、準抗告申立書に通知した旨を付記する。

9 執行停止申立ての処理

- 検察官からの準抗告の場合、執行停止の申立てが同時になされる場合があるが、立件は不要
- 執行停止の判断主体が決まつたら、決定書を起案し、判断してもらう裁判体に記録とともに持っていく。
- 謄本2通を事件関係送付簿で検察庁へ送付する（被疑者・弁護人への送達は不要）。
- 決定原本に決定謄本を検察庁へ送付した旨を付記し、準抗告の記録に綴る。

10 第1回公判前の保釈に関する準抗告の場合

- 保釈請求却下に対する弁護人からの準抗告
保釈許可に対する検察官からの準抗告
 - の場合、判断には検査記録に加え、公判記録も必要になる。公判記録は、公判事件の係属部書記官室に取りに行く（記録の保管場所は、当該部の主任書記官に電話で照会する。）。

11 準抗告の判断に伴う処理

- 日直の時間帯に判断が出ない場合もあるので、その場合は、準抗告事件処理票(準抗告マニュアル参照)を作成したうえで、宿直に引き継ぐ。
- 合議体から決定書ができたとの連絡があったら、決定書を取りに行き、事件番号、被疑者名などを適正手続確保の観点からチェックをする。
- チェックが終わったら、合議体にその旨伝え、決定原本をもらう。

12 決定臘本の作成 等

- 決定臘本4通(検察官用2通、弁護人用1通(弁護人の人数分)、被疑者用1通)、写し1通(原裁判官用)を作成する。
- 勾留延長に対する準抗告で延長の日数が変更になった場合でも、勾留状に鉛筆、付箋等で注意喚起する必要はない。

13 勾留状の作成 等

- 勾留請求却下に対する検察官からの準抗告で、勾留請求却下の裁判を取り消して勾留する場合
- 勾留状を作成する。
(発付する庁が千葉地方裁判所であり、裁判の主体が裁判長裁判官になるという点に注意)
 - 勾留通知をする必要があるので、捜査記録中の勾留質問書を確認し、通知先の指定があれば、調書のコピーをとっておく。
 - 勾留状を発付した場合、国選弁護人選任請求が出ていれば、国選弁護人選任の処理をすることで、勾留状をコピーする。

14 謄本の送付 等

- 決定臘本2通、勾留状を発付していれば勾留状及び捜査記録を事件関係送付簿で検察庁へ送付し、決定臘本を送付した旨を決定原本に付記する。
- 弁護人に結果を連絡し、決定臘本を当日取りに来ると言え、交付送達する(郵送の場合は刑訟へ引き継ぐ)
- 準抗告事件処理票を作成する。
- 残りの決定臘本(被疑者用)、決定書写し(原裁判官用)、準抗告記録、準抗告事件処理票を刑訟へ引き継ぐ。

15 勾留状発付に伴う処理

- 勾留状を発付した場合、勾留通知先の指定があれば、調書のコピーを参照して勾留通知をする。
勾留通知後、調書のコピーに通知の付記をし、同コピーを準抗告記録に綴り込む。
- 勾留状を発付した場合、国選弁護人選任手続をする必要があるものは、速やかに処理をする(勾留状発付が午後5時を過ぎているなどのため国選弁護人選任の処理が翌日になる場合は、次の当直員に引き継ぐ。)。

※国選請求書を受け付けている裁判所名で処理することに注意。

令状チェックシート

平成30年12月版

- ① 通常逮捕状
- ② 緊急逮捕状
- ③ 捜索差押許可状
- ④ 捜索許可状
- ⑤ 差押許可状
- ⑥ 検証許可状
- ⑦ 鑑定処分許可状
- ⑧ 捜索差押許可状（強制採尿）
- ⑨ 鑑定処分許可状（採血）
- ⑩ 身体検査令状（採血）
- ⑪ 鑑定処分許可状（頭髪採取）
- ⑫ 身体検査令状（頭髪採取）
- ⑬ 記録命令付差押許可状
- ⑭ 差押許可状（リモートアクセス複写）
- ⑮ 捜索差押許可状（リモートアクセス複写）
- ⑯ 捜索差押許可状（税関）
- ⑰ 臨検検索差押許可状（税関）

（末尾に公訴時効一覧表あり）

通常逮捕状（甲）（法199条）

様式第11号（刑訴第199条、規則第139条、第142条、第143条）

逮捕状請求書（甲）

平成30年12月1日

千葉簡易裁判所 殿

千葉中央警察署

刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員

警部 信濃 治彦

下記被疑者に対し、窃盗 被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者 氏名 甲野太郎

年齢 昭和39年7月30日生（54歳）

職業 会社役員

住居 千葉市中央区中央1-1-1

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引致すべき官公署又はその他の場所

千葉中央警察署又は逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

9 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり

①簡裁・地裁の別、空欄に注意。

②請求書原本及び謄本に受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印。

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「甲」と記載し、担当裁判官を記載。

③請求者官公職氏名、押印、警察署印、請求権限のある者か確認。

④被疑事実とのそごがないかを確認。

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）、職業、住居を疎明資料で確認。

⑥記載漏れ注意。⑦掲げられた資料が提供されているか。⑧該当する場合は、記載内容に不備がないか確認。

⑨「被害届」等の資料を確認し、被害者の氏名、年齢、被害日時、被害場所等に誤りがないかチェック。

公訴時効も確認。★訂正がある場合は、謄本も訂正すること！

通常逮捕状（甲）（法199条）

逮捕状（通常逮捕）

被疑者の氏名 甲野太郎

被疑者の年齢 住居 職業 罪名

被疑事実の要旨

被疑者を引致すべき場所

請求者の官公職氏名

有効期間 平成30年12月8日まで

有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。

平成30年12月1日

千葉簡易裁判所 裁判官 陸奥亞紀

逮捕者の官公職氏名

逮捕の年月日時 及び場所 平成 年 月 日 午 時 分 で逮捕

記名押印

引致の年月日時 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

送致する手続をした年月日時 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

送致を受けた年月日時 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

⑩発付裁判所に対応する逮捕状用紙を準備。

⑪被疑者の氏名を戸籍等で確認して、正確に記載。

⑫有効期間を記載。通常は7日間なので、初日は算入しないで、発付日に7を加えた日。

⑬発付年月日を記載（※深夜の場合に発付日が翌日になる可能性があるので注意！）。

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか確認。

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

緊急逮捕状(乙)(法210条)

様式第16号(刑訴第210条、規則第139条、第142条、第143条)

逮捕状請求書(乙)

平成30年12月1日

千葉簡易裁判所 殿

千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦 信濃印

下記被疑者に対し、窃盗 被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者 氏名 甲野太郎 年齢 昭和39年7月30日生(54歳) 職業 会社役員 住居 千葉市中央区中央1-1-1

2 逮捕の年月日時及び場所 平成30年12月1日午後3時00分 千葉市中央区中央4-11 丙野三郎前路上

3 引致の年月日時及び場所 平成30年12月1日午後3時40分 千葉市中央区中央1丁目13番1号 千葉中央警察署

4 逮捕者の官公職氏名 千葉中央警察署 司法巡查 乙山二郎

5 引致すべき官公署又はその他の場所 なし

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由 なし

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由 なし

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由 なし

9 被疑事実の要旨 別紙記載のとおり

①簡裁・地裁の別、空欄に注意。
 ②請求書原本及び謄本に受付印を押し、受付時刻、事件符号(簡裁「る」、地裁「む」)、事件番号を記入、押印。
 ※令状請求事務簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「乙」と記載し、担当裁判官を記載。
 ③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認。
 ④被疑事実とのそがないかを確認。法定刑が死刑、無期、長期3年以上の懲役・禁錮か。
 ⑤氏名(漢字に注意)、年齢(犯行時14歳以上であること)、職業、住居を聴明資料で確認。
 ⑥「年月日時」と「場所」の双方の記載が必要。
 ⑦記載漏れ注意。
 ⑧記載漏れ注意(3に記載があれば「なし」の記載又は斜線押印)。
 ⑨掲げられている資料が提供されているか。
 ⑩記載漏れ注意。
 ⑪該当する場合は、記載内容に不備がないか確認。
 ⑫「被害届」等の資料を確認し、被害者の氏名、年齢、被害日時、被害場所等に誤りがないかチェック。
 公訴時効も確認。★訂正がある場合は、謄本も訂正すること!!

緊急逮捕状(乙)(法210条)

逮捕状(緊急逮捕)

被疑者の氏名 甲野太郎 ⑭

被疑者の年齢 住居 職業 罪名
被疑事実の要旨
請求者の官公職氏名
逮捕者の官公職氏名
逮捕の年月日時及び場所
引致の年月日時及び場所

別紙記載のとおり

上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。
平成30年12月1日 ⑮

千葉簡易裁判所
裁判官 陸奥亞紀 ⑯

送致する手続をした年月日時 平成 年 月 日 午 時 分
記名押印

送致を受けた年月日時 平成 年 月 日 午 時 分
記名押印

注 引致前に逮捕状が請求された場合には、「引致すべき場所」欄を設けてこれに記載し、「引致の年月日時及び場所」を削除する。

⑬発付裁判所に対応する逮捕状用紙を準備。

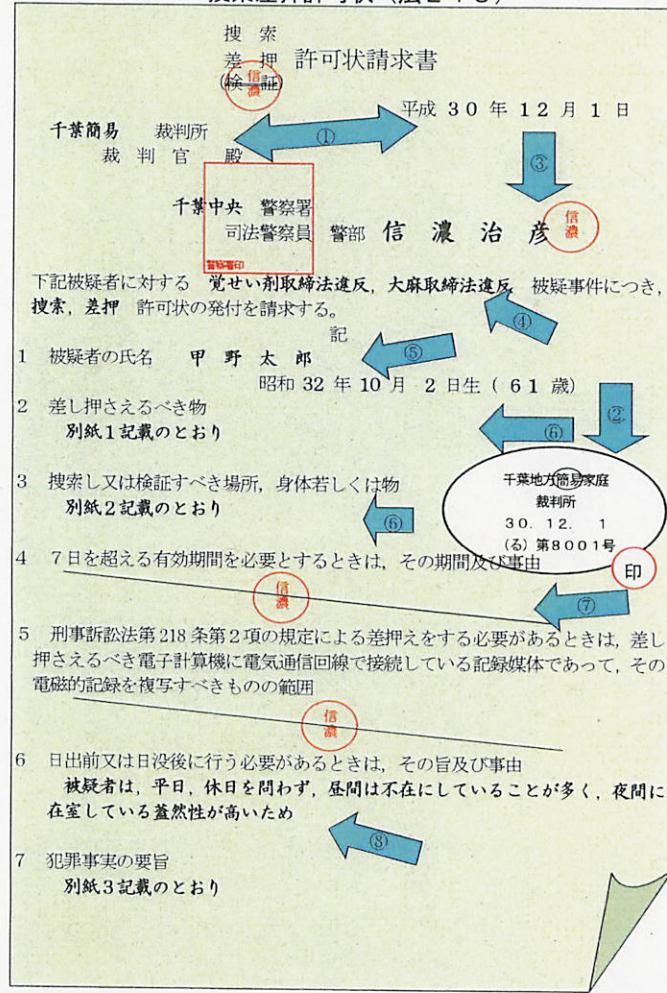
⑭被疑者の氏名を戸籍等で確認して、正確に記載。

⑮発付年月日を記載(※深夜の場合に発付日が翌日になる可能性があるので注意!)。

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか確認。

※印の押捺は不要(平成30年12月1日から)

搜索差押許可状 (法218)



搜索差押許可状 (法218)

捜索差押許可状(法27-18)	
この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 陸奥	
捜索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	甲野太郎 ⑨ 昭和 32 年 10 月 2 日生
被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	別紙1記載のとおり ⑩ ⑪
差し押さるべき物	別紙2記載のとおり ⑪
有効期間	平成 30 年 12 月 8 日まで ⑫
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 30 年 12 月 1 日 ⑬	
千葉簡易 裁判所 裁判官 陸奥亞紀 ⑭	
請求者の官公職氏名	千葉中央 警察署 ⑮ 司法警察員 警部 信濃治彦 ⑯
(8001号) ⑰	

搜索差押許可状 (法218)

技術手続許可状(法2-18)

別紙 1

捜索すべき場所

横浜市青葉区○○町○△丁目○番地コ一ボ² (201) (111)

被疑者居宅及びその附属建物

(18) (19)

別紙 2

差し押さえるべき物

注射器, 秤, メモその他本件と関係があると思料される物

(18)

- ①簡裁・地裁の別、空欄に注意
 - ②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
 - ※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「捜差」と記載し、担当裁判官を記載
 - ③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認
 - ④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認
 - ⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を疎明資料で確認
 - ⑥疎明資料とそごがないか確認（別紙引用の場合も同じ）
 - ⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載
 - ⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

- ⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載
 - ⑩全ての被疑罪名を記載
 - ⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴
 - ⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）
 - ⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）
 - ⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。
 - ⑮請求者の官公職氏名を記載
 - ⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認
 - ⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※庁印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

検索許可状（法218）

検索許可状（法218）

千葉簡易裁判所 裁判官 殿

千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、検索許可状の発付を請求する。

記 1 被疑者の氏名 甲野太郎 昭和32年10月2日生（61歳）

2 差し押さるべき物

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 別紙1記載のとおり

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 証拠いんめつのおそれがあり、逮捕と同時に執行したく逮捕が夜間に及びおそれがあるため

7 犯罪事実の要旨 別紙2記載のとおり

検索許可状（法218）

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 陸奥

検索許可状

被疑者の氏名及び年齢 甲野太郎 昭和32年10月2日生

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件について、下記のとおり検索をすることを許可する。

検索すべき場所、身体又は物 別紙記載のとおり

有効期間 平成30年12月8日まで

有効期間経過後は、この令状により検索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、検索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成30年12月1日 千葉簡易裁判所 裁判官 陸奥亞紀

請求者の官公職氏名 千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦

（8001号）

検索許可状（法218）

別紙

検索すべき場所 19 横浜市中区日本大通 被疑者居宅及び附属建物

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「検」を記載し、担当裁判官を記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を疎明資料で確認

⑥疎明資料とそごがないか確認

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑯契印漏れを確認

⑰訂正印漏れを確認

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪別紙を引用する場合は合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

差押許可状 (法218)

押印
差押許可状請求書
(捺印)
千葉簡易裁判所 裁判官 殿

平成30年12月1日

千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦 (信濃)
千葉簡易裁判所 警察署印

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、
差押許可状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名 甲野太郎 (5)
昭和32年10月2日生 (61歳) (2)

2 差し押さるべき物 別紙1記載のとおり (6)

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
千葉地方簡易家庭裁判所
30.12.1
(る)第8001号 (印)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 (印) (4)

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し
押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その
電磁的記録を複写すべきものの範囲 (信濃) (7)

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
被疑者は、平日、休日を問わず、昼間は不在にしていることが多く、夜間に在室している蓋然性が高いため (8)

7 犯罪事実の要旨 別紙2記載のとおり (8)

差押許可状 (法218)

この令状は日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官
陸奥 (16)

差押許可状

被疑者の氏名 甲野太郎 (9)
昭和32年10月2日生 (10)

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 被疑事件
について、下記のとおり差押えをすることを許可する。

差し押さるべき物	別紙記載のとおり (11)
有効期間	平成30年12月8日まで (12)
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、 これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返 還しなければならない。	
平成30年12月1日 (13)	
千葉簡易裁判所 裁判官 陸奥亞紀 (陸奥) (14)	
請求者の官公職名	千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦 (15) (8001号) (17)

差押許可状 (法218)

別紙

陸奥 (18)

差し押さるべき物
注射器、秤、メモその他本件と関係があると思われる物

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、

令状種別には「差」と記載し、担当裁判官を記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を疎明資料で確認

⑥疎明資料とそごがないか確認（別紙引用の場合も同じ）

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

⑯契印漏れを確認

検証許可状（法218）

許可状請求書

検証
（捜査）
（差し押）
（印）

千葉簡易 裁判所 殿 平成30年12月1日

千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃治彦
（印）

下記被疑者に対する売春防止法違反 検証 許可状の発付を請求する。

記
（印）

1 被疑者の氏名 甲野太郎 昭和32年10月2日生（61歳）
（印）

2 差し押さるべき物
（印）

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 別紙1記載のとおり
（印）

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
（印）

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
（印）

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
被疑者は、●●●の経営者であるが、不在がらのため、夜間の執行になるおそれがあるため
（印）

7 犯罪事実の要旨
別紙2記載のとおり
（印）

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。令状種別への記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を聴明資料で確認

⑥聴明資料とそごがないか確認

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

検証許可状（法218）

この令状は日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官
（陸奥）

検 証 許 可 状

被疑者の氏名及び年齢	甲野太郎 昭和32年10月2日生
被疑者に対する について、下記のとおり検証することを許可する。	売春防止法違反
検証すべき場所又は物	別紙記載のとおり
有効期間	平成30年12月8日まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成30年12月1日 千葉簡易 裁判所 裁判官 陸奥亞紀（印）	
請求者の官公職氏名	千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃治彦 (8001号)

⑩契印漏れを確認

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪別紙を引用する場合は合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※庁印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

検証許可状（法218）

別紙

（陸奥）

（印）

検証すべき場所
千葉市中央区・・・・
被疑者居宅及び附属建物

鑑定処分許可状（法225）

鑑定処分許可請求書

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易 裁判所 殿 ①
裁判官 殿
千葉地方検察庁 検察官 検事 白山太郎 ②
印

下記被疑者に対する 殺人 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
千葉大学大学院医学研究院法医学 教授 春日一郎 (45歳)
鑑定を嘱託した年月日
平成 30 年 12 月 1 日 ⑤
鑑定嘱託事項
一、死因
一、創傷の部位、程度
一、凶器の種類及びその用法
犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり
記
1. 被疑者の氏名
甲野太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61歳) ⑥
2. 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
氏名不詳の男性の死体
(推定年齢当時 30~40 年位) ⑦
3. 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
白山 ⑧

鑑定処分許可状（法225）

鑑定処分許可状

被疑者の氏名及び年齢	甲野太郎 ⑨ 昭和 32 年 10 月 2 日生
被疑者に対する殺人 被疑事件について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	
鑑定人 氏名	職業 春日一郎 ⑩ 千葉大学大学院医学研究院法医学 教授
立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物 別紙記載のとおり ⑪	
身体の検査に関する条件 ⑫	
有効期間	平成 30 年 12 月 8 日まで ⑬
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 ⑭	
平成 30 年 12 月 1 日 ⑮ 千葉簡易 裁判所 裁判官 陸奥亞紀 ⑯ 印	
請求者の官公職氏名	千葉地方検察庁 検察官 検事 白山太郎 ⑰ (8001号) ⑱

鑑定処分許可状（法225）

別紙

陸奥 ⑲

解剖すべき死体
氏名不詳の男性の死体 (推定年齢 当時 30~40 年位)

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、印があるか確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそがないかを確認

⑤鑑定人の職業及び氏名、嘱託年月日、嘱託事項の記載漏れがないか確認

⑥氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を疎明資料で確認

⑦鑑定対象物が特定されているか確認

⑧7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪鑑定人の職業、氏名の記載漏れがないか確認

⑫別紙を引用した場合、合綴

⑬特になければ空欄のままで可（斜線で抹消も可）

⑭有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑮発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑰請求者の官公職氏名を記載

⑱令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印捺の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

搜索差押許可狀（強制採尿）

検証請求

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易裁判所 裁判官殿

千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 捜索、差押 許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 甲野太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳)

2 差し押さるべき物
被疑者の尿

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
被疑者の身体

4 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 刑事訴訟法第 218 条第 2 項の規定による差押をする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨

別紙記載のとおり

信濃治彦

被疑事件につき、
記

千葉地方簡易裁判所
30. 12. 1
(る) 第 8001 号

印

印

印

印

印

印

印

搜索差押許可状（強制採尿）

捜索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	甲野太郎 昭和32年10月2日生 ⑧
被疑者に対する について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	覚せい剤取締法違反 被疑事件 ⑨
捜索すべき場所、 身体又は物	被疑者の身体 ⑩
差し押さえるべき物	被疑者の尿 ⑪
捜索差押えに関する 条件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法に より行わせること。 2 強制採尿のために必要があるときは、被疑者を 千葉市中央区中央1-1 ●●病院 又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。 ⑫
有効期間	平成30年12月8日まで ⑬
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成30年12月1日 ⑭	
千葉簡易裁判所 裁判官 陸奥亞紀 ⑮	
請求者の官公職氏名	千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦 ⑯
(8001号) ⑰	

- ①簡裁・地裁の別、空欄に注意
 - ②受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「捜差」と記載し、担当裁判官を記載
 - ③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認
 - ④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないか確認
 - ⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を聴取資料で確認
 - ⑥被疑者の尿、被疑者の身体となっているか確認
 - ⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

- ⑧被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載
 - ⑨全ての被疑罪名を記載
 - ⑩被疑者の身体と記載 ⑪被疑者の尿と記載
 - ⑫条件欄の記載漏れがないか（病院の所在地、名称）。
 - ⑬有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）
 - ⑭発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）
 - ⑮記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。
 - ⑯請求者の官公職氏名を記載
 - ⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）
 - ※庁印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

鑑定処分許可状（採血）－身体検査令状とセットで

鑑定処分許可請求書

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易 裁判所 ①
裁判官 殿

千葉中央 警察署 ②
司法警察員 警部 信濃治彦 ③
警察署印 ④

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
千葉大学医学部附属病院 医師 千葉二郎 (40歳)
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員 関内三郎 (35歳)

鑑定を嘱託した年月日
平成 30 年 12 月 1 日

鑑定嘱託事項
被疑者の本件犯行当時の酩酊状態、責任能力の有無及び程度
犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

記
千葉地方簡易裁判所
30.12.1
(る)第8001号 ⑤
印 ⑥

1 被疑者の氏名
甲野 太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61歳) ⑦

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体解剖すべき死体 発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者甲野太郎のアルコール濃度検査をするのに必要な
同人の血液 ⑧

3 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
（信濃治彦） ⑨

鑑定処分許可状（採血）

鑑定処分許可状

被疑者の氏名及び年齢 甲野 太郎 ⑩
昭和 32 年 10 月 2 日生
被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件 ⑪

鑑定人 職業 氏名
千葉大学医学部附属病院 医師
千葉二郎
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員
関内三郎 ⑫

立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物 ⑬
アルコール濃度検査をするのに必要な血液 (ただし、4ミリリットルを超えない範囲) を被疑者の身体から採取すること ⑭

身体の検査に関する条件 採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること ⑮

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで ⑯

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 ⑰

平成 30 年 12 月 1 日 ⑱
千葉簡易 裁判所
裁判官 陸奥 亞紀 ⑲
印 ⑳

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦 ㉑
印 ㉒

(8001号) ㉓

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印があるか確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤鑑定人の職業及び氏名、嘱託年月日、嘱託事項の記載漏れがないか確認

⑥氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を疎明資料で確認

⑦鑑定対象物が特定されているか確認

⑧7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪鑑定人の職業、氏名の記載漏れがないか確認

⑫血液量を記載するのが一般的。

⑬「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」と記載

⑭有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑮発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑰請求者の官公職氏名を記載

⑱令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

身体検査令状（採血）—鑑定処分許可状とセットで

身体検査令状請求書

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易 裁判所 殿 ①

千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃 治彦 ③ 信濃

下記被疑者に対する 道路交通法違反 ④
下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名 甲野 太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳) ⑤

2 身体検査を受ける者 氏名 甲野 太郎 ⑥
年齢 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳) 性別 男
職業 会社役員 ⑦
住居 横浜市港南区港南 4-2-2
健康状態 健康 ⑧

3 身体検査を必要とする理由 捜査報告書記載のとおり、採血拒否の挙に出るおそれがあるため ⑨

4 検査すべき身体の部位 採血に必要な被疑者甲野太郎の身体 ⑩

5 7 日を越える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 ⑪ 信濃

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 ⑫ 信濃

7 犯罪事実の要旨 別紙記載のとおり ⑬

千葉地方簡易裁判所 ⑭
30.12.1 (る) 第 8001 号 ⑮ 印

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。

令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）、職業、住居を疎明資料で確認

⑥性別を記載

⑦健康状態を記載

⑧記載漏れないか確認。

⑨7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑩夜間執行の欄は「なし」又は斜線で抹消

身体検査令状（採血）

身体検査令状

被疑者の氏名 甲野 太郎 ⑪ 信濃
及び年齢 昭和 32 年 10 月 2 日生 ⑫ ⑬

被疑者に対する 道路交通法違反 ⑭
について、下記の者の身体の検査を許可する。 ⑮ 被疑事件

検査すべき身体 採血に必要な被疑者の身体 ⑯ ⑰

身体の検査 採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること ⑱ ⑲

身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10 万円以下の過料又は10 万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで ⑳ ㉑

有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日 ㉒
千葉簡易 裁判所 ㉓
裁判官 陸奥 亞紀 ㉔ ㉕

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署 ㉖
司法警察員 警部 信濃 治彦 ㉗ ㉘

(8001 号) ㉙ ㉚

⑪被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑫全ての被疑罪名を記載

⑬「採血に必要な被疑者の身体」と記載

⑭「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」と記載

⑮有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑯発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑰記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑱請求者の官公職氏名を記載

⑲令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

鑑定処分許可状（頭髪採取）－身体検査令状とセットで

鑑定処分許可請求書

千葉簡易 裁判所 殿 平成 30 年 12 月 1 日

千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃 治彦 (印)

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名

千葉大学医学部附属病院 医師 千葉二郎 (40歳)
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員 関内三郎 (35歳)

鑑定を嘱託した年月日

平成 30 年 12 月 1 日

鑑定嘱託事項

被疑者から採取した頭髪につき下記の鑑定

(1) 覚せい剤含有の有無、あればその名前
(2) 参考事項
犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

記

1 被疑者の氏名
甲野 太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳) (印)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体解剖すべき死体 発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者甲野太郎の覚せい剤含有の有無を検査するのに必要な同人の頭髪

3 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
(印)

鑑定処分許可状（頭髪採取）

鑑定処分許可状

被疑者の氏名 甲野 太郎 (印) 昭和 32 年 10 月 2 日生 (印)

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

鑑定人 職業 氏名
千葉大学医学部附属病院 医師 千葉二郎
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員 関内三郎 (印)

立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
覚せい剤含有の有無を検査するのに必要な毛髪 (ただし、50 本を超えない範囲) を被疑者の身体から採取すること

身体の検査に関する条件
毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断する方法によること

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで (印)

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日 (印)

千葉簡易 裁判所
裁判官 陸奥 亜紀 (印)

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃 治彦 (印)

(8001号) (印)

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。
令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印があるか確認

④全ての被疑犯名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤鑑定人の職業及び氏名、嘱託年月日、嘱託事項の記載漏れがないか確認

⑥氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を疎明資料で確認

⑦鑑定対象物が特定されているか確認

⑧7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑犯名を記載 ⑪鑑定人の職業、氏名の記載漏れがないか確認

⑫毛髪の本数を記載するのが一般的

⑬「毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断する方法によること」と記載

⑭有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑮発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑰請求者の官公職氏名を記載

⑱令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

身体検査令状（頭髪採取）一鑑定処分許可状とセットで

身体検査令状請求書

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易 裁判所 殿 (1) ←

千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信 濃 治 彦 (3) ↓ 信濃

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 (4) ←

下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。記

1 被疑者の氏名 甲野 太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳) (5) ←

2 身体検査を受ける者 氏名 甲野 太郎 (6) ←

年齢 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳) 性別 男 (7) ←

職業 会社役員 (8) ←

住居 千葉市中央区中央 1-1-1 (9) ←

健康状態 健 康 (10) ←

3 身体検査を必要とする理由 捜査報告書記載のとおり、頭髪採取拒否の事由に出るおそれがあるため (11) ←

4 検査すべき身体の部位 頭髪採取に必要な被疑者甲野太郎の身体 (12) ←

5 7 日を越える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 (13) ←

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 (14) ←

7 犯罪事実の要旨 別紙記載のとおり (15) ←

印 (16) ←

千葉地方簡易家庭 裁判所 30. 12. 1 (る) 第 8001 号 (17) ←

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。

令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印があるか確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）、住居、職業を説明資料で確認

⑥性別を記載

⑦健康状態を記載

⑧記載漏れないか確認。

⑨7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑩夜間執行の欄は「なし」又は斜線で抹消

身体検査令状（頭髪採取）

身体検査令状

被疑者の氏名 甲野 太郎 (11) ← 生年月日 千葉 32 年 10 月 2 日 (12) ← 被疑事件

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 (13) ←

について、下記の者の身体の検査を許可する。

検査すべき身体 毛髪採取に必要な被疑者の身体 (14) ←

身体の検査 毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断することによる (15) ←

身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10 万円以下の過料又は10 万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで (16) ←

有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日 (17) ←

千葉簡易 裁判所 裁判官 陸 奥 亞 紀 (18) ←

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信 濃 治 彦 (19) ← (8001 号) (20) ←

⑪被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑫全ての被疑罪名を記載

⑬「毛髪採取に必要な被疑者の身体」と記載

⑭「毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断する方法による」と記載

⑮有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑯発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑰記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑲請求者の官公職氏名を記載

⑳令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

記録命令付差押許可状（法 218 I）

記録命令付差押許可状請求書

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易 裁判所
裁判官 殿

千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信 濃 治 彦
（署名印）

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。

記 ③

1 被疑者の氏名 甲野 太郎 ⑤

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録 ④

平成 30 年 1 月 1 日から同月 6 日までの間にメールアドレス「abcde@fgh.ne.jp」によって送受信された電子メールの通信履歴（送受信の日時、送信元・送信先のメールアドレス）、メール本文及び添付ファイル ⑥

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者 ⑥

東京都新宿区〇〇丁目△-□ 新宿ビルディング
株式会社〇〇通信データセンター長 東京五郎

4 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 ⑦

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 上記データセンターの業務終了後に記録命令、差押えの執行を行う必要がある ⑧

6 犯罪事実の要旨 ⑨

別紙記載のとおり

千葉地方簡易家庭
裁判所
30. 12. 1
(る) 第 8001 号 印

記録命令付差押許可状（法 218 I）

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 陸奥

記録命令付差押許可状

被疑者の氏名 甲野 太郎 ⑨
昭和 32 年 10 月 2 日生

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 被疑事件について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	別紙記載のとおり ⑩
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	別紙記載のとおり ⑪
有効期間	平成 30 年 12 月 8 日まで ⑫

有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日 ⑬

千葉簡易 裁判所
裁判官 陸奥 亞紀 ⑭

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信 濃 治 彦 ⑮

(8001 号) ⑯

記録命令付差押許可状（法 218 I）

別紙

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録 ⑯

平成 30 年 1 月 1 日から同月 6 日までの間にメールアドレス「abcde@fgh.ne.jp」によって送受信された電子メールの通信履歴（送受信の日時、送信元・送信先のメールアドレス）、メール本文及び添付ファイル ⑯

電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者 ⑯

東京都新宿区〇〇丁目△-□ 新宿ビルディング
株式会社〇〇通信データセンター センター長 東京五郎 ⑯

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し。

令状種別には「記差」と記載し、担当裁判官を記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を説明資料で確認

⑥説明資料とそごがないか確認（別紙引用の場合も同じ）

⑦7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

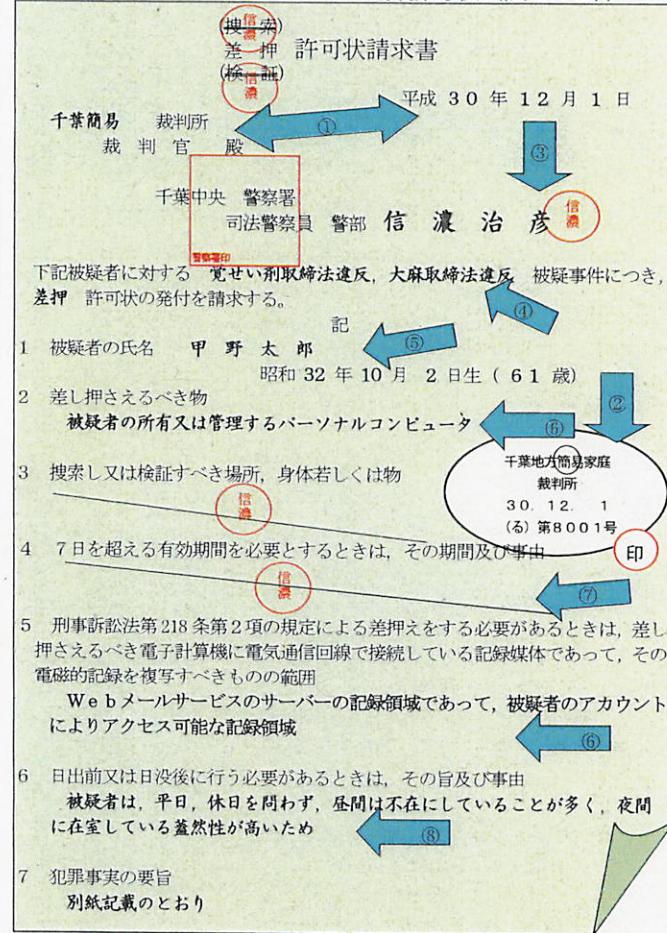
⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

リモートアクセスによる複写の処分（差押許可状（法 218 Ⅱ））



①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「差」と記載し、担当裁判官を記載し、備考欄に「リモト」と記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごが

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）

⑥疎明資料とそごがないか確認（別紙引用の場合も同じ）

⑦ 7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

リモートアクセスによる複写の処分（差押許可状（法218Ⅱ））

差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	甲野太郎 昭和32年10月2日生
被疑者に対する覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 について、下記のとおり差押えをすることを許可する。	
差し押さるべき物	別紙記載のとおり
差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	別紙記載のとおり
有効期間	平成30年12月8日まで
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成30年12月1日	
千葉簡易裁判所	
裁判官 陸奥亞紀	
請求者の官公職氏名	千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦
(8001号)	

⑯契印漏れを確認

リモートアクセスによる複写の処分（差押許可状（法218Ⅱ））

別紙

差し押さえるべき物
被疑者の所有又は管理するパーソナルコンピュータ

差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑯請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合

⑪令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

リモートアクセスによる複写の処分（検索差押許可状（法218Ⅱ））

検索
差押 許可状請求書
（捺印）

平成30年12月1日

千葉簡易 裁判所
裁判官 殿

千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
（捺印）

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、
検索、差押 許可状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名 甲野太郎
昭和32年10月2日生（61歳）

2 差し押さるべき物
被疑者の所有又は管理するパソコン

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
横浜市青葉区○○町○△丁目○番地
コーポ101被疑者方居宅

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し
押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その
電磁的記録を複写すべきものの範囲
Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウント
によりアクセス可能な記録領域

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
被疑者は、平日、休日を問わず、昼間は不在にしていることが多く、夜間に
在室している蓋然性が高いため

7 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

リモートアクセスによる複写の処分（検索差押許可状（法218Ⅱ））

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官
陸奥

検索差押許可状

被疑者の氏名及び年齢 甲野太郎
昭和32年10月2日生
被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件
について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。

検索すべき場所
身体又は物 別紙記載のとおり
差し押さるべき物 別紙記載のとおり
差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続して
いる記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべき
ものの範囲
別紙記載のとおり

有効期間 平成30年12月8日まで

有効期間経過後は、この令状により検索又は差押えに着手する
ことができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当
裁判所に返還しなければならない。

平成30年12月1日
千葉簡易 裁判所
裁判官 陸奥亞紀
（捺印）

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
（捺印）

（8001号）

リモートアクセスによる複写の処分（検索差押許可状（法218Ⅱ））

別紙

検索すべき場所
横浜市青葉区○○町○△丁目○番地コーポ101被疑者方居宅

差し押さるべき物
被疑者の所有又は管理するパソコン

差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体で
あって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウント
によりアクセス可能な記録領域

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を
記入、押印

※令状請求事件簿に受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令
状種別には「検索」と記載し、担当裁判官を記載し、備考欄に「リモート」と記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を疎明資料で確認

⑥疎明資料とそごがないか確認（別紙引用の場合も同じ）

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。（⑮請求者の官公職氏名を記載）

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※序印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

⑯契印漏れを確認

検査差押許可状 (関税法 121)

検査差押許可状請求書

平成 30 年 12 月 1 日

千葉地方裁判所
裁判官 殿
東京税関成田税関支署
税関職員 財務事務官 信濃 治彦 (信濃)

下記犯則嫌疑者に対する 関税法違反 犯則事件につき、検査差押許可状の発付を請求する。

記
1 犯則嫌疑者の氏名 (法人については、名称)
氏名 甲野 太郎 (5)
生年月日 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳)
2 犯則事実の要旨
別紙1記載のとおり
3 検査すべき身体、物件若しくは場所
別紙2記載のとおり (6)
4 差し押さえるべき物件
別紙2記載のとおり (6)
5 関税法第121条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲 (信濃)
6 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 (信濃)
7 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
本件検査差押えは、クリーン・コントロール・アリバリー検査を実施し、本件貨物の受取人及び関係者を特定した上で実施したいことから、やむを得ず着手が日の出前又は日没後になることも予想されるため、併せて夜間執行の許可を請求する。 (8)

①簡裁・地裁の別、空欄に注意
※請求者の所属官署の所在地を管轄する地裁又は簡裁に請求され、当該簡裁の管轄区域内に請求者の所属官署がない場合には当該簡裁では処理ができないことに注意 (関税法 121 条 1 項)
(例: 東京税関成田税関支署からの請求については千葉簡裁に管轄がない。
→ 千葉本庁においては千葉地裁で処理することになる。)
②請求書ごとに受付印を押し、事件符号 (簡裁「る」、地裁「む」)、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、犯則罪名、犯則嫌疑者名を記載し、令状種別には「検査」と記載し、担当裁判官を記載
③請求者官職氏名、押印を確認
④全ての犯則罪名を記載、犯則事実とのそごがないかを確認
⑤氏名 (漢字に注意)、年齢 (行為時 14 歳以上であること) を疎明資料で確認
⑥疎明資料とそごがないか確認 (別紙引用の場合も同じ)
⑦7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載
⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

検査差押許可状 (関税法 121)

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 (陸奥)
(16)

検査差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢
氏名 甲野 太郎 (6)
生年月日 昭和 32 年 10 月 2 日生
犯則嫌疑者に対する 関税法違反 犯則事件について、下記のとおり検査及び差押えをすることを許可する。 (10)

検査すべき身体、物件又は場所	別紙記載のとおり (11)
差し押さえるべき物件	別紙記載のとおり (12)
有効期間	平成 30 年 12 月 8 日まで (13)
有効期間経過後は、この令状により検査又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検査又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 30 年 12 月 1 日 千葉地方裁判所 裁判官 陸奥 亞紀 (陸奥) (14)	
請求者の官職氏名	東京税関成田税関支署 税関職員 財務事務官 信濃 治彦 (8001号) (15)

検査差押許可状 (関税法 121)

別紙

検査すべき場所
千葉県大網白里市○○○△丁目○番地●●
▲▲▲方居宅

差し押さえるべき物件
本件犯則事実に關係あると認められる
(1) 輸出入關係書類、郵便物・宅配便発送配達關係書類、國際通話關係書類、國際通話カード、國內通話關係書類、送金關係書類、旅行申込書類、旅行申込書類、旅行計画書類、旅行代金支払領收書、貨物外装 (以下略)

⑨犯則嫌疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載
⑩全ての犯則罪名を記載
⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴
⑫有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日 (初日不算入)
⑬発付年月日を記載 (深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意)
⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。
⑮請求者の官職氏名を記載
⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認
⑰令状右下欄外に事件番号を記載 (年度の記載不要)
※印の押捺は不要 (平成 30 年 12 月 1 日から)

臨検捜索差押許可状チェックシート

1 請求書受付のチェックポイント

- (1) さて先が簡裁、地裁であつてはいるか確認（担当裁判官に○が付いていれば地裁処理となる。）。なお、請求者が東京税関成田税関支署の場合千葉簡裁に管轄はないので、常に千葉地裁があつて先となる。

(2) 請求書原本に受付印を押し、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿の事件番号を記入して認印する。

(3) 令状請求事件簿の検索差押インデックスの分類の受付日、請求者の所属庁、罪名、犯則嫌疑者名（被疑者名欄）を記載し、令状種別には「臨検検査」と記載し、担当裁判官を記載する。

(4) 令状審査票（臨検検査差押一関税法犯則事件）の審査事項に従って、請求書を審査する。

2 令状作成のチェックポイント

- ① 臨検検査差押許可状の用紙を使い、添付資料を確認しながら誤記のないよう犯則嫌疑者の氏名及び生年月日を記載する。
 - ② 罪名を記入する。差し押さるべき物の特定に関し、「本件に関係する物件」とした場合は、罰条の記載について、裁判官の指示を受ける。
 - ③④ 「臨検すべき物件又は場所、検査すべき身体、物件又は場所」、「差し押さるべき物件」を記載する。
 - 別紙が複数ある場合は、「別紙2」「別紙3」等と特定して記載する。
 - ⑤ 有効期間（原則として発付から7日（初日不算入））を記入する。
 - ⑥ 発付年月日を記入する（午前0時の日付変更に注意する。）
 - ⑦ 請求者が東京税関成田税關支署の場合、発付裁判官の所属は千葉地方裁判所であることを確認する。
 - ⑧ 担当裁判官のゴム印を押す。
 - ⑨ 請求者の官職氏名欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記載する。
 - ⑩ 請求書の「日出前又は日没後に
行う必要があるときは、その旨及び事由」欄に夜間執行必要性の記載がある場合は、臨検検査差押許可状の上部に夜間執行ができる旨を記載したゴム印を押す。

この位置に「17-2 記載例」が表示されたものが、
[REDACTED] 補え付けてあります。

- ⑪ 臨検捜索差押許可状右下欄外に令状請求事件簿の事件番号を記載する（年度、事件符号の記載不要）。

⑫ 臨検捜索差押許可状と別紙を左側2か所ホチキスで留めて、請求書及び一件記録とともに裁判官に提出する。

3 令状発付のチェックポイント

- (1) 令状審査票の交付前審査欄を使用し、許可された臨検捜索差押許可状に裁判官の押印、契印及び訂正印の漏れがないか確認する。
 - (2) 令状作成者でない者がダブルチェックを行う。
 - (3) 臨検捜索差押許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿の受領印欄に受領印を受ける。

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。 裁判官 印

臨検検索差押許可状	
犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	石川五右衛門 ① 昭和●●年●●月●●日生
犯則嫌疑者に対する 覚せい剤取締法違反、関税法違反 について、下記のとおり臨検、検索及び差押えをすることを許可する。 ② 犯則事件	
臨検すべき物件又 は場所、検索すべき 身体、物件又は場所	千葉市中央区中央●丁目●番●号 犯則嫌疑者●●●●方居宅及び附属建物 [REDACTED] ③ 別紙 のとおり
差し押さるべき物件	本件違反事実に関係すると思料される覚せい剤 その他一切の文書及び物件 [REDACTED] ④ 別紙 のとおり
有効期間	平成 30 年 12 月 14 日まで ⑤
有効期間経過後は、この令状により臨検、検索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 30 年 12 月 7 日 ⑥ 千葉地方裁判所 裁判官 千葉太郎 印 ⑦ ⑧	
請求者の官職氏名	東京税関成田税關支署 財務事務官 佐倉次郎 ⑨ (第 8001 号) ⑩ ⑪

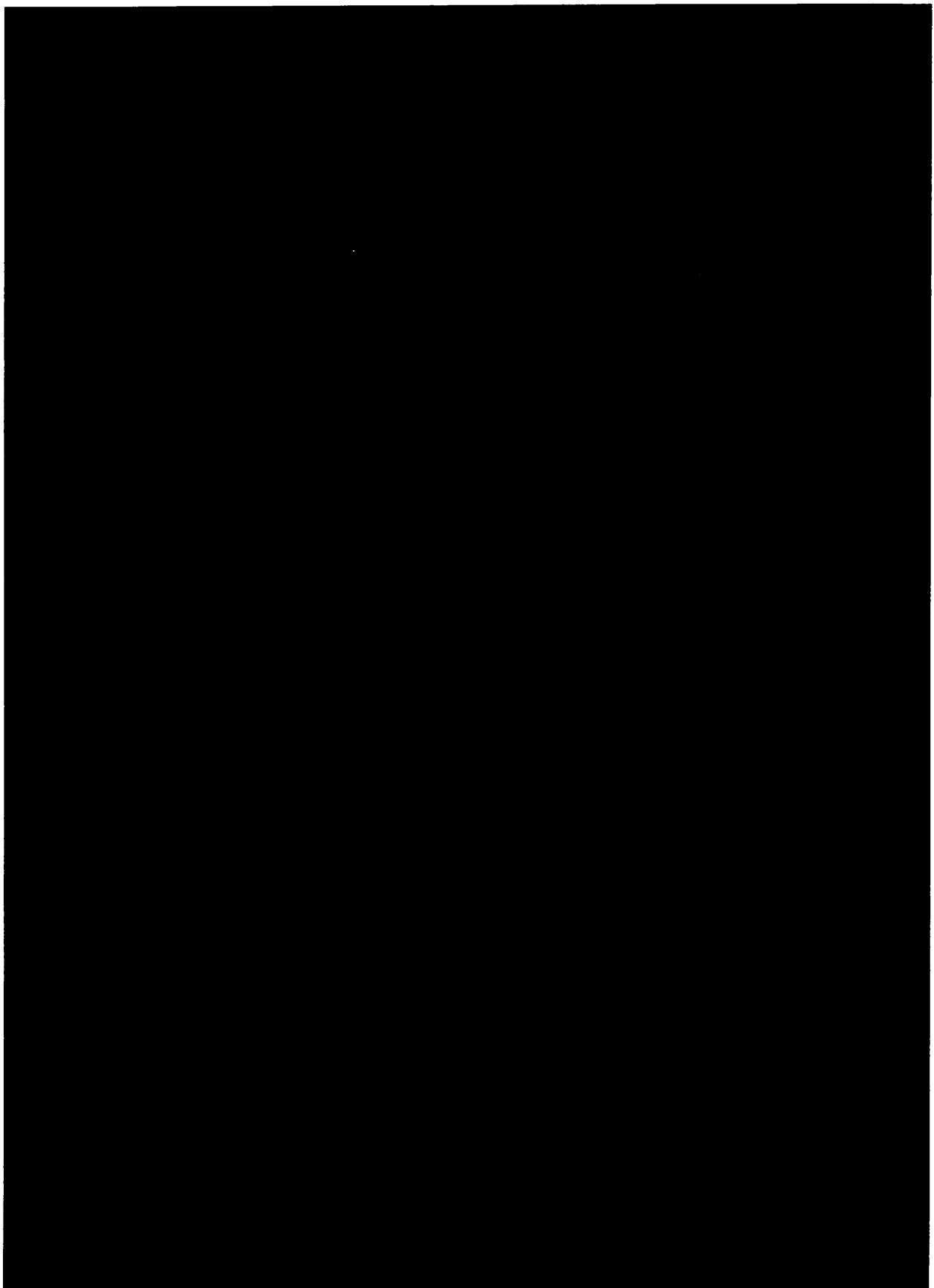
公訴時効期間の改正一覧表(刑訴法250条)

同条 の号	同条		罪の種類	公訴時効期間の改正経緯				H22・4・27の法改正後 の具体的な罪の例	
				昭 23.7.10 改正	平 16.12.8 改正	平22・4・27改正 ・同日施行			
	1 項	2 項		昭24 ・1・1 施行	平17 ・1・1 施行	ア(人を死 亡させた罪)	イ(ア以外 の罪)	ア	イ
(1)	(1)	死刑 除外	(1) 死刑に当たる罪 (以下「に当たる罪」略)	15年	25年	公訴時効 なし	25年	殺人、強盗 殺人など	外患誘致、 現住建造物 等放火など
(2)	(2)	(1)	(2) 無期懲役・禁錮	10年	15年	30年	15年	強制わいせ つ致死、強 姦致死など	通貨偽造、 強盗強姦、 身代金目的 略取など
-	-	(2)	- 長期20年の 懲役・禁錮	-	-	20年	-	傷害致死、 危険運転致 死など	-
-	-	(3)	- 250条1項(1), (2) 以外の罪	-	-	10年	-	自動車運転 過失致死、 業務上過失 致死など	-
-	(3)	-	(3) 長期15年以上 の懲役・禁錮	-	10年	-	10年	-	強盗、傷害 など
-	(4)	-	(4) 長期15年未満 の懲役・禁錮	-	7年	-	7年	-	窃盗、詐 欺、恐喝、 業務上横領 など
(3)	-	-	- 長期10年以上 の懲役・禁錮	7年	-	-	-	-	-
(4)	(5)	-	(5) 長期10年未満 の懲役・禁錮	5年	5年	-	5年	-	特別公務員 暴行陵虐、 未成年者略 取、受託收 賄など
(5)	(6)	-	(6) 長期5年未満の 懲役・禁錮又は 罰金	3年	3年	-	3年	-	暴行、脅 迫、名誉棄 損、器物損 壊など
(6)	(7)	-	(7) 拘留又は料料	1年	1年	-	1年	-	侮辱など

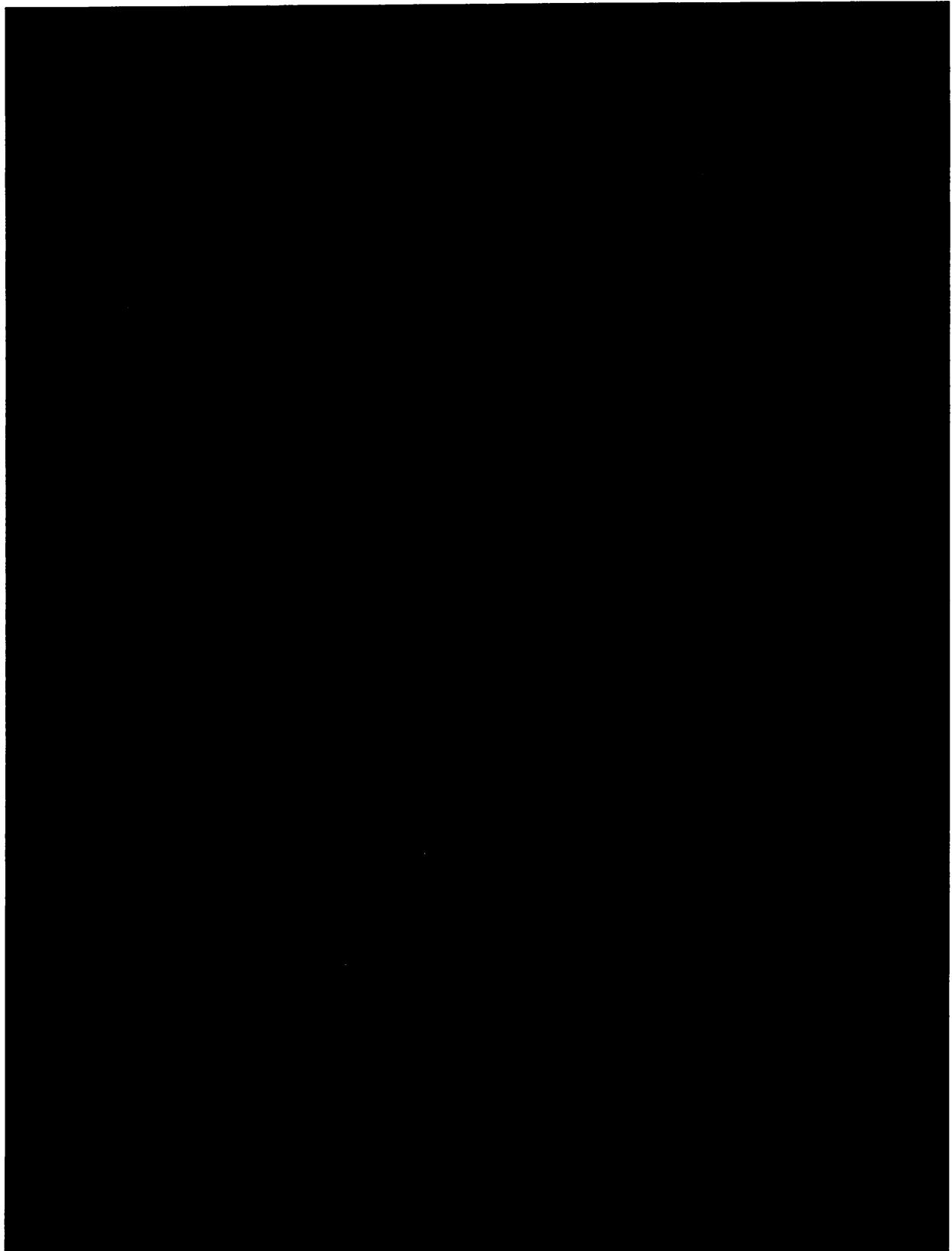
※1 平22・4・27改正法の経過措置により、「この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成して
いる罪については、適用しない。」(同法附則3条1項)。

※2 改正後の法250条1項の規定は平成16年改正法附則3条第2項の規定にかかわらず、同法
の施行前に犯した人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、この法律の施行
の際その公訴の時効が完成していないものについても、適用する(同法附則3条2項)。

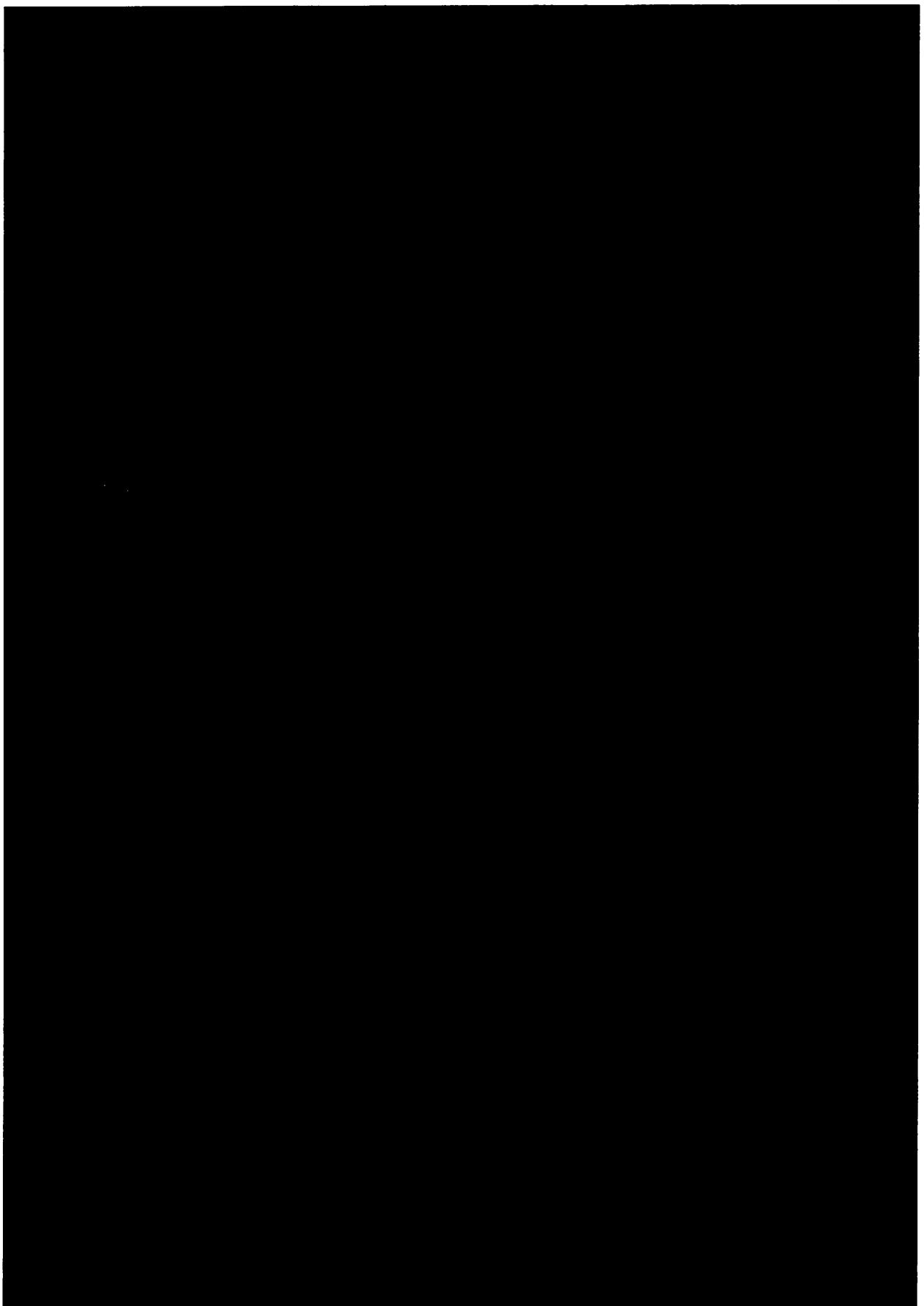
※1、※2により、平成22年4月27日までに公訴時効が完成していない罪については、すべて新
法が適用されることとなる。



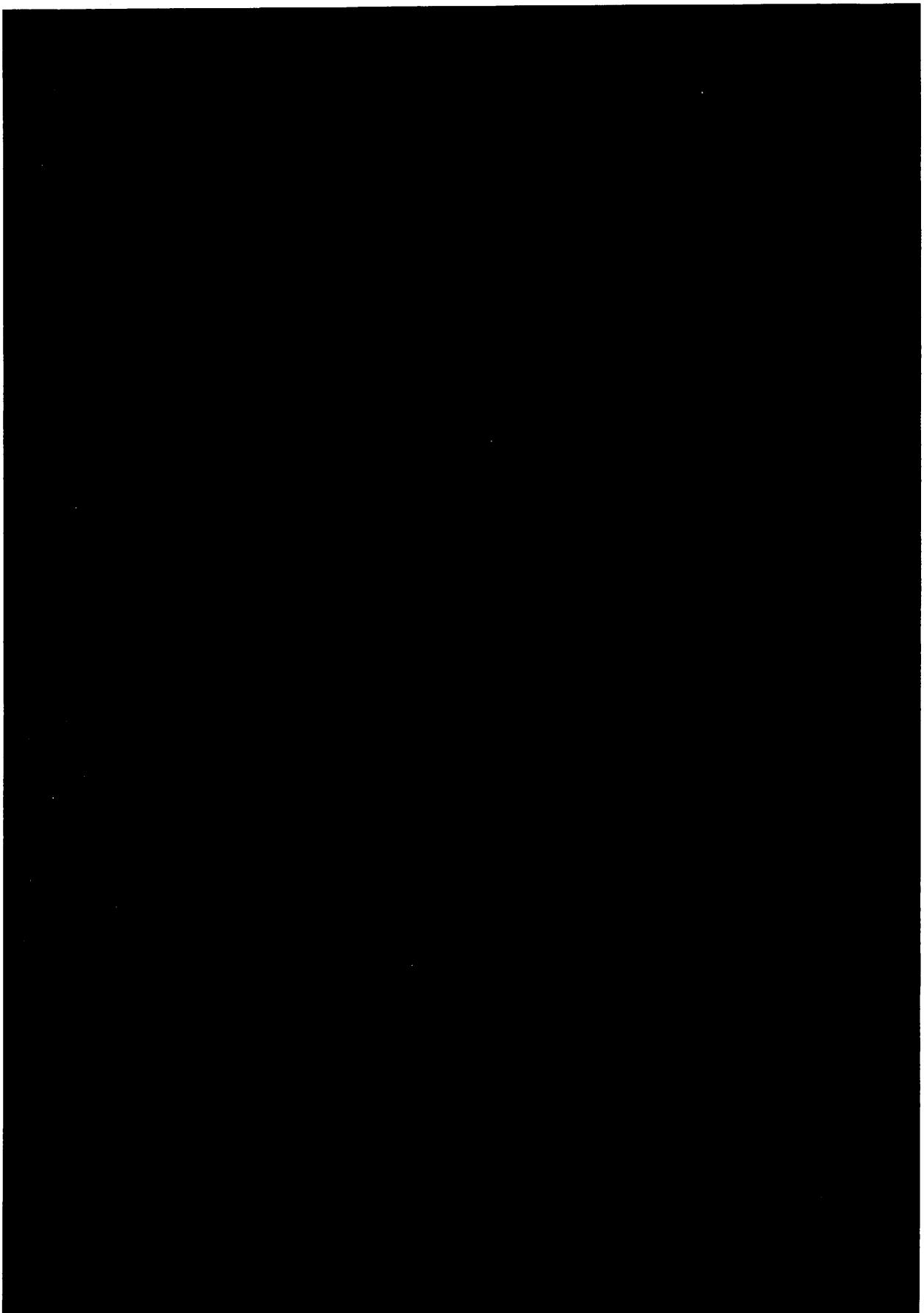
*ページ数は当直マニュアルの掲載ページを示す



*ページ数は当直マニュアルの掲載ページを示す



*ページ数は当直マニュアルの掲載ページを示す



*ページ数は当直マニュアルの掲載ページを示す



*ページ数は当直マニュアルの掲載ページを示す

R2. 6. 1改訂, R3. 6. 1改訂

勾留見本記録 (被疑者・千葉健) (千葉地裁処理 v e r .)

- ① 勾留請求書
- ② 接見禁止等請求書
- ③ 勾留状
- ④ 勾留質問調書
- ⑤ 接見等禁止決定 (原本1, 謄本1)
- ⑥ 送達報告書
- ⑦ 勾留通知
- ⑧ 国選弁護人選任請求書・資力申告書

接見禁止請求あり

勾 留 請 求 書

平成30年9月1日

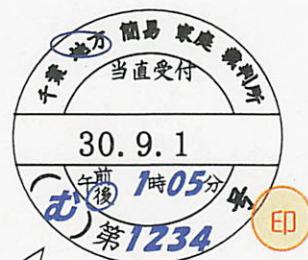
千葉地方裁判所
裁 判 官 殿千葉地方検察庁
検察官検事法 務 太 郎 

下記被疑者に対する 強盗致傷 被疑事件につき、被疑者の勾留を請求する。
 なお、被疑者欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、逮捕状請求書記載のとおりである。

記

1 被 疑 者

氏 名 千 葉 健
 年 齢 昭和62年12月18日 (30歳)
 職 業 無 職
 住 居 不 定



・請求時刻を記載し、地裁は「令状（む）」で立件します（簡裁は「令状（る）」）。

2 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり。

3 勾留すべき刑事施設

千葉県千葉中央警察署留置施設

4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

5 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

6 刑事訴訟法第60条第1項各号に定める事由

刑事訴訟法第60条第1項第 1, 2, 3 号

7 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由

別添司法警察員の 年 月 日付け報告書記載のとおり。

被疑事実の要旨

被疑者はA及びBと共に謀の上、金員を強取しようと企て、平成30年5月6日午後10時10分頃、千葉市中央区中央〇丁目〇番〇号先路上において、同所を通行中のC（当時26歳）を呼び止め、やにわにその顔面を手拳で殴打し、左足を蹴る等の暴行を加え、「金を出すか殺されるかどっちがいい。」等と申し向け、更に同人の顔面、左足を数回殴打あるいは蹴る等の暴行を加えてその反抗を抑圧するも、同人が現金を所持していなかったことから、その目的を遂げず、その際、上記暴行により同人に対し、全治10日間を要する左眼球打撲、左結膜下出血並びに左眼瞼外傷及び眼瞼皮下出血の傷害を負わせたものである。

接見禁止等請求書

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 殿

千葉地方検察庁
検察官 検事

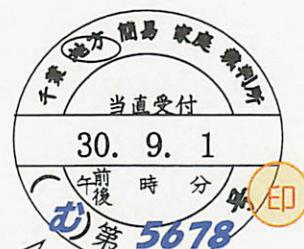
法務太郎印

被疑者千葉 健（千葉県千葉中央警察署留置施設収容中）に対する強盗致傷被疑事件につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、被疑者と刑事訴訟法第39条第1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。）との交通につき、下記事項に関する裁判をされたい。

記

1 接見の禁止

2 書類又は物（糧食、寝具及び衣類を除く。）の授受の禁止



・時刻の記載は不要です。

勾 留 状			指揮印
被疑者	氏 名	千葉健	
	年 齢	昭和 62 年 12 月 18 日生	
	住 居	不定	
	職 業	無職	
被疑者に対する強盗致傷被疑事件について、同人を千葉中央警察署留置施設に勾留する。			
			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法 60 条 1 項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		平成 30 年 9 月 8 日 まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成 30 年 9 月 1 日			
千葉地方裁判所			
裁判官 館 山 春 子 			
勾留請求の年月日		平成 30 年 9 月 1 日	
執行した年月日時及び 場所		平成 年 月 日 午 時 分	
記名押印			
執行することができなかつ たときはその事由			
記名押印		平成 年 月 日	
勾留した年月日時及び 取扱者		平成 年 月 日 午 時 分	

(被疑者用) 1

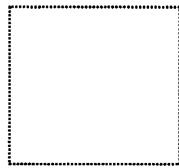
(被疑者 千葉健)

刑事訴訟法 60条1項各号に定める事由	
下記の 1, 2, 3 号に当たる。	
1 被疑者が定まった住居を有しない。	
2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。	
3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延 長	
延 長 期 間	延 長 期 間
平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで
理 由	理 由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
平成 年 月 日 裁判所書記官	平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

被疑事実の要旨

被疑者は A 及び B と共謀の上、金員を強取しようと企て、平成 30 年 5 月 6 日午後 10 時 10 分頃、千葉市中央区中央〇丁目〇番〇号先路上において、同所を通行中の C (当時 26 歳) を呼び止め、やにわにその顔面を手拳で殴打し、左足を蹴る等の暴行を加え、「金を出すか殺されるかどっちがいい。」等と申し向け、更に同人の顔面、左足を数回殴打あるいは蹴る等の暴行を加えてその反抗を抑圧するも、同人が現金を所持していなかったことから、その目的を遂げず、その際、上記暴行により同人に対し、全治 10 日間を要する左眼球打撲、左結膜下出血並びに左眼瞼外傷及び眼瞼皮下出血の傷害を負わせたものである。

裁判官認印



勾 留 質 問 調 書

被疑者 千葉健

被疑者に対する強盗致傷被疑事件について、平成30年9月1日千葉地方裁判所において、

裁 判 官 館 山 春 子 は、
裁判所書記官 船 橋 太 郎 を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何を述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者

印

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎

即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官

裁判官認印

印

勾 留 質 問 調 書

被疑者 千葉健

被疑者に対する強盗致傷被疑事件について、平成30年9月1日千葉地方裁判所において、

裁 判 官 館 山 春 子 は、
裁判所書記官 船 橋 太 郎 を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

ただし、住居は、「千葉市中央区中央4-11-27コートマンション301号室」と述べた。

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何を述べることはないですか。

答 その日時、場所にいたことは間違いないませんが、自分はAやBと共謀していないし、自分自身がその場でCさんを呼び止めたり、Cさんの顔面を手拳で殴打したり、左足を蹴る等の暴行を加えたり、「金を出すか殺されるかどっちがいい。」等の言葉を言っています。

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 兄 千葉一郎（ちばいちろう）、千葉市中央区中央4-11-27コートマンション301号室、携帯電話090-1234-5678

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 千葉 健

印

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎

印

即日勾留通知手続（電話 郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官

印

平成30年(む)第5678号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中

被疑者 千葉健

被疑事件 強盗致傷

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書き込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

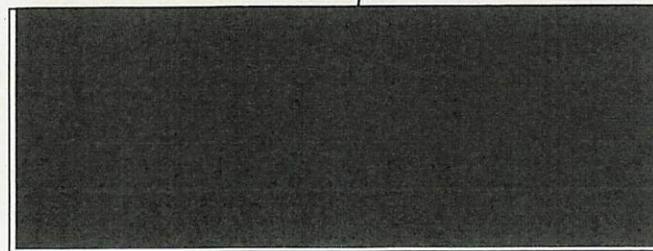
平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館

山 春

子 印



即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官 印

平成30年(む)第5678号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中

被疑者 千葉健

被疑事件 強盗致傷

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書き込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館 山 春 子

これは謄本である。

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎



平成30年(む)第5678号

送達報告書

送達書類 接見等禁止決定謄本1通

受送達者 被疑者 千葉健

上記の書類は、平成30年9月1日午前^後4時20分、受送達者に対し、当庁においてこれを交付して送達した。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船橋 太郎 職印

書類受領者 千葉 健

印

平成30年9月1日

勾 留 通 知

千葉一郎 殿

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

被疑者千葉健に対する強盗致傷被疑事件について、同人が平成30年9月1日千葉中央警察署留置施設に勾留されたから通知します。

問い合わせは、検察庁又は勾留場所にしてください。

問い合わせるときは、必ず勾留の年月日と被疑者の氏名を申し出てください。

裁判所は、事件内容の説明や被疑者あての現金、手紙などの取次はいたしません。

(問い合わせ先)

千葉地方検察庁

043-221-2071

千葉中央警察署留置施設

043-244-0110

国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官 殿

※ 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 強盗致傷

2 理由

※ (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、千葉県弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため
 (2) 平成 年 月 日、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため
 ア 千葉県弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。
 イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
 ウ いまだ千葉県弁護士会から連絡がない。
 (3) その理由(具体的に書いてください。) た。

3 資力申告

私の次の資産の合計額(資力という。)と内訳は、記載したとおりで間違いません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	(<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	→ 約 50,000円)
	金融機関に対する預貯金	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	社内預金等	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	金融機関の自己宛小切手	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	郵便為替	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)

合計

約 50,000円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成 30 年 9 月 1 日

氏名 千葉 健

(昭和 62 年 12 月 18 日生)



※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

1 添付書類 勾留状・告知調書等の写し 不在・不受任通知書

2 取調べ担当検察官所属の検察庁 _____

3 留置・収容場所 _____

4 国籍 _____, 言語 _____ 語

5 他事件での国選弁護人選任の有無 無 有 (弁護人名) _____

R2. 6. 1改訂, R3. 6. 1改訂

勾留見本記録 (被疑者・自称アイルトン マンセル) (千葉地裁処理 v e r.)

- ① 勾留請求書
- ② 接見禁止等請求書
- ③ 勾留状
- ④ 勾留質問調書
- ⑤ 通訳人尋問調書（宣誓書添付）
- ⑥ 接見等禁止決定（原本1, 膳本1）
- ⑦ 送達報告書
- ⑧ 勾留通知
- ⑨ 通訳料請求書
- ⑩ 通訳人旅費日当請求書
- ⑪ 通訳人立会表
- ⑫ 通報の要請に関する照会・回答
- ⑬ 領事官通報

接見禁止請求あり

勾 留 請 求 書

平成30年9月1日

千葉地方裁判所
裁 判 官 殿

千葉地方検察庁
検察官検事

法 務 太 郎 

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、被疑者の勾留を請求する。
なお、被疑者欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、逮捕
状請求書記載のとおりである。

記

1 被 疑 者

氏 名 自称アイルトン マンセル（別添写真の男）（※添付省略）
年 齡 自称1964年7月20日（54歳）
職 業 運転手
住 居 不 定



・請求時刻を記載し、地裁は「令状（む）」で立件
します（簡裁は「令状（る）」）。

(1)

2 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり。(※添付省略)

3 勾留すべき刑事施設

千葉県千葉中央警察署留置施設

4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

5 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

6 刑事訴訟法第60条第1項各号に定める事由

刑事訴訟法第60条第1項第 1, 2, 3 号

7 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由

別添司法警察員の 年 月 日付け報告書記載のとおり。

接見禁止等請求書

平成30年9月1日

千葉地方裁判所
裁判官 殿

千葉地方検察庁
検察官 檢事

法務太郎印

被疑者自称アイルトン マンセル（千葉県千葉中央警察署留置施設収容中）に対する
道路交通法違反被疑事件につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、
被疑者と刑事訴訟法第39条第1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留され
ている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会委員並びに被疑者の勾留され
ている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。）との交通につき、下記事
項に関する裁判をされたい。

記

1 接見の禁止（ただしブラジル連邦共和国領事官を除く。）

2 書類又は物（糧食、寝具及び衣類を除く。）の授受の禁止



・時刻の記載は不要です。

※ 別紙「被疑事実の要旨」「別添写真」は添付省略

勾 留 状			指揮印
被疑者	氏 名	自称アイルトン マンセル (別添写真の男)	
	年 齢	自称 1964年7月20日生	
	住 居	不定	
	職 業	運転手	
被疑者に対する道路交通法違反被疑事件について、同人を千葉中央警察署留置施設に勾留する。			
			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		平成30年9月8日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成30年9月1日			
千葉地方裁判所			
裁判官 館 山 春 子  印			
勾留請求の年月日		平成30年9月1日	
執行した年月日時及び場所		平成 年 月 日 午 時 分	
記名押印			
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		平成 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		平成 年 月 日 午 時 分	

(被疑者用) 1

(被疑者 自称アイルトン マンセル)

刑事訴訟法 60条1項各号に定める事由	
下記の 1, 2, 3 号に当たる。	
1 被疑者が定まった住居を有しない。 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延 長	
延 長 期 間	延 長 期 間
平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで
理 由	理 由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	
平成 年 月 日 裁判所書記官	
勾留状を被疑者に示した年月日時	
平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	
平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	

印

勾 留 質 問 調 書

被疑者 自称アイルトン マンセル

被疑者に対する道路交通法違反被疑事件について、平成30年9月1日千葉地方裁判所において、

裁 判 官 館 山 春 子 は、
裁判所書記官 船 橋 太 郎 を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があつたが、これに対して何を述べることはないですか。

答 事実はそのとおり間違ひありません。

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 必要ありません。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 アイルトン マンセル

印

前同日同序

裁判所書記官

船 橋 太 郎

印

即日勾留通知手続（電話、郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官 印

裁判官認印



通訳人尋問調書

被疑者 自称アイルトン マンセル

被疑事件 道路交通法違反

尋問をした年月日 平成30年9月1日

尋問をした場所 千葉地方裁判所

裁判官 館山春子

裁判所書記官 船橋太郎

人定尋問

氏名 東金さとし

年齢 昭和23年4月25日生

職業 通訳業

住居 千葉県○○市△△3-4-5

尋問及び供述

裁判官

被疑者は、国語に通じないので、勾留質問についてポルトガル語による通訳を命じます。

承知しました。

以上のことおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て、署名押印した。

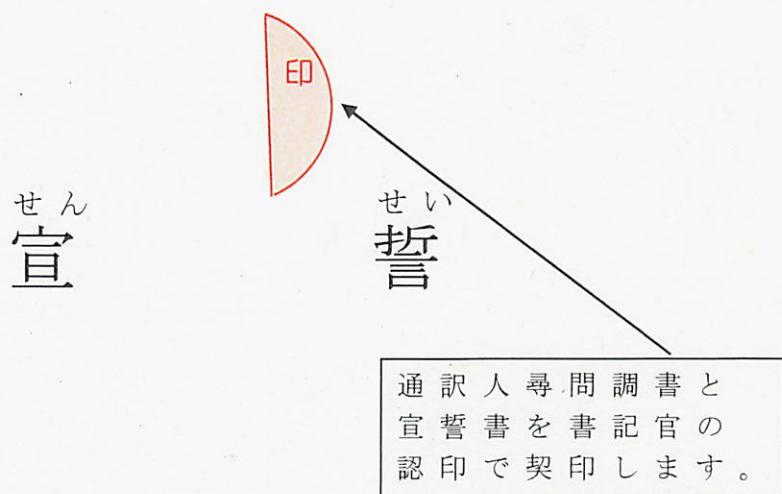
通訳人 東金さとし



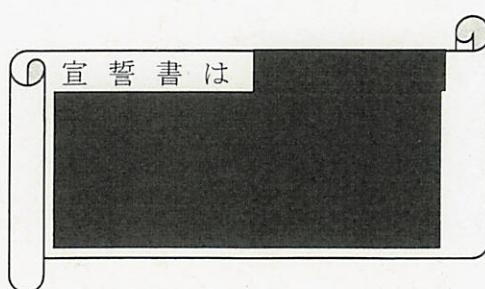
前同日同序

裁判所書記官 船橋太郎





りょうしん したが せいじつ つうやく
良心に従つて誠実に通訳する
ことを誓います。



通訳人 東金さとし



平成30年(む)第5677号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中
被疑者 自称アイルトン マンセル
被疑事件 道路交通法違反

請求書から除外する領事官の国名を確認
し、手入力します

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員、被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員並びにブラジル連邦共和国領事官を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書き込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館 春 二 印

即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官 印

平成30年(む)第5677号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中
被疑者 自称アイルトン マンセル
被疑事件 道路交通法違反

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員、被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員並びにブラジル連邦共和国領事官を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館 山 春 子

これは謄本である。

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎



平成30年(む)第5677号

送達報告書

送達書類 接見等禁止決定謄本1通

受送達者 被疑者 自称アイルトン マンセル

上記の書類は、平成30年9月1日午前(後)3時20分、受送達者に対し、当庁においてこれを交付して送達した。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船橋 太郎 職印

書類受領者 アイルトン マンセル

印

平成30年9月1日

勾 留 通 知

◎◎◎◎ 殿

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

被疑者自称アイルトン マンセルに対する道路交通法違反被疑事件について、同人が平成30年9月1日千葉中央警察署留置施設に勾留されたから通知します。

問い合わせは、検察庁又は勾留場所にしてください。

問い合わせるときは、必ず勾留の年月日と被疑者の氏名を申し出てください。

裁判所は、事件内容の説明や被疑者あての現金、手紙などの取次はいたしません。

(問い合わせ先)

千葉地方検察庁

043-221-2071

千葉中央警察署留置施設

043-244-0110

請求者欄に記載されている内容が正しいか通訳人に確認してもらいます。

(9)

通訳料請求書

所
費
金
謝
謝
諸
判
判
裁
裁
所

千葉地方裁判所 御中	請求者	住所 千葉県○○市△△3-4-5
		(フリガナ) トガ・神トシ 氏名 東金さとし

平成30年(む)第1233号被疑者自称イルトン マンセルに対する道路交通法違反被疑事件について、通訳料を請求します。

平成30年 9月 1日

通訳に従事した年月日		通訳の種類
自 平成30年 9月 1日	至 平成30年 9月 1日	ポルトガル語
支給決定		
支給額 計	平成30年 9月 1日	裁判官の押印は不要ですが、押印してしまった場合でも削除せず引き継いでください。
金額	事	係官印印
内訳	通訳料	
	消費税及び地方消費税	
	金額は空欄のままにしておきます。	
振込先金融機関名		
預金種別	普通	口座番号
(フリガナ) 口座名義		
振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号
前記の支給額を領収しました。		
平成 年 月 日	氏名	印
備考	源泉徴収税額 金 円 差引支給額 金 円	

※「内訳」欄の「消費税及び地方消費税」の金額は、これを加算しない場合には「一円」と記載する。

通訳人が検察庁の被疑者調べを通さず直接裁判所に出頭した場合、通訳料に加えて旅費・日当も裁判所が支給することになります。その場合は、旅費日当請求書も作成します。裁判官の押印は不要ですが、押印してしまった場合でも削除せず引き継いでください。

⑩

通訳人旅費日当請求書

所費
裁判
証人等旅費

千葉地方裁判所 御中	請求者	住所 千葉県○○市△△3-4-5 (フリガナ) トガ・神トシ 氏名 東金さとし
------------	-----	---

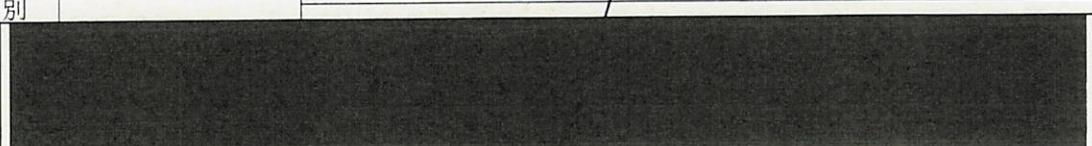
平成30年(む)第1233号被疑者自称アイルトン マンセルに対する道路交通法違反被疑事件について、旅費日当を請求します。

平成30年 9月 1日

出頭年月日 平成30年 9月 1日	出頭場所 千葉地方裁判所
----------------------	-----------------

支給決定		
支給額 計	平成30年 9月 1日	係官印
内訳	金額 円	事由
	円	日当1日分
	円	自 旅費 至
	円	片道 Km

振込先金融機関名	銀行・金庫・組合	店
----------	----------	---

預金種別	口座番号
	
・その余は通訳料請求書に準じて処理してください。	

振込			
前記の支給額を領収しました。			

平成 年 月 日

氏名

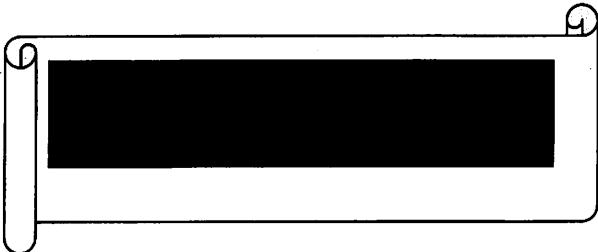
印

備考	
----	--

通訳人立会表

立会年月日	平成 30 年 9 月 1 日 (土曜日)		
通訳人氏名	東金さとし		
通訳言語	ポルトガル語		
立会時間	開始 午前	○午後	3 時 00 分
	終了 午前	○午後	3 時 15 分
備考	旅費につき次のとおり確認した。 (旅費日当を裁判所で支給する場合のみ確認) <input checked="" type="checkbox"/> ICカード利用あり <input type="checkbox"/> ICカード利用なし		

裁判所から通訳人に対し、
 旅費日当を支給する事案
 の場合、通訳人に IC
 カード利用の有無を確認
 してください。



通報の要請に関する照会

被疑者 自称アイルトン マンセル

あなたは、ブラジル連邦共和国国民として領事関係に関するウィーン条約第36条第1項（b）の規定に基づき、拘禁された事実を貴国の領事機関に通報することができます。

要請するかどうかを回答書に記入してください。

なお、当該領事機関に対しては、我が国の法令に反しない限り、信書を発することができます。

千葉地方裁判所

回 答

平成30年9月1日

千葉地方裁判所 御中

国 名 ブラジル連邦共和国
 被拘禁者氏名 自称アイルトン マンセル

被疑者に記入させ、署名指印を受けます。

要請します。

通報することを

要請しません。

注：該当する文字を○で囲むこと。

30. 9. 1 領事官に通報済印

30. 9. 1 領事官に通報した旨○○警察署長に通知済印

- ・検査段階で通報しているもの、必要的通報事案（中国等）を除き検査段階で通報を要請しない旨照会手続を経ているものは、裁判所で改めての通報手続は不要です。
- ・裁判所での照会手続のために本用紙を使用する場合、
用紙を使用します

通報手続をしたら、余白に書記官がその旨を記入押印します。

平成 30 年 9 月 1 日

ブラジル連邦共和国 領事館 殿

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

貴国国民の身柄の拘束について（通知）

標記について、下記の者を拘禁したので通知します。

記

1 拘 禁 の 日 時 平成 30 年 9 月 1 日2 被拘禁者の氏名 自称アイルトン マンセル
(西暦 自称 1964 年 7 月 20 日生)3 罪 名 道路交通法違反

4 拘 禁 の 種 類 勾 留

5 拘 禁 の 場 所 千葉中央 警察署留置施設

6 裁 判 所 の 名 称 千葉地方裁判所

用紙を使
用します。

R2. 6. 1改訂, R3. 6. 1改訂

被疑者国選手続見本記録

(千葉地裁処理 v e r.)

- ① 上訴申立書等記録簿記載例
- ② チェック表
- ③ 国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ④ ファクシミリ送信書記載例（裁判所→支援センター宛）
- ⑤ 国選弁護人候補指名通知依頼書記載例
- ⑥ 勾留状写し（3枚組）
- ⑦ 受領書（支援センター→裁判所宛） 上記④「ファクシミリ送信書」の下欄
を使用したもの
- ⑧ ファクシミリ送信書（支援センター→裁判所宛「指名通知書」送信用,
下欄は裁判所→支援センター宛「受領書」として使用）
- ⑨ 国選弁護人候補指名通知書
- ⑩ 国選弁護人選任書原本記載例（原本は弁護人に送付）
- ⑪ 請書（原本とともに送付するもの）
- ⑫ 国選弁護人選任書写し（通知済付記の記載例）※上記⑩の写しを記録に残す。
- ⑬ 国選弁護人選任通知書記載例
- ⑭ 請書（上記⑪が後日裁判所に提出された場合）

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2001	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2002	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2003	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2004	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2005	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2006	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2007	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2008	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2009	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2010	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2011	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2012	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2013	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2014	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2015	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2016	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2017	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2018	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2019	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付
2020	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口筋封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事 件 番 号	被 告 人・少 年 等	文 書 の 標 目	差 出 人	担当部	受領印	備 考
2021	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2022	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2023	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2024	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2025	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2026	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2027	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2028	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2029	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2030	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2031	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2032	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2033	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2034	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2035	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2036	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2037	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2038	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2039	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2040	.	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2041	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2042	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2043	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2044	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2045	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2046	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2047	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2048	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2049	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2050	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2051	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2052	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2053	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2054	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2055	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2056	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2057	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2058	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2059	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付
2060	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇裁送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2061	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2062	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2063	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2064	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2065	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2066	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2067	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2068	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2069	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付
2070	・	(む)		□国選弁護人選任請求書 □国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口箇封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2071	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2072	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2073	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2074	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2075	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2076	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2077	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2078	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2079	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2080	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2081	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2082	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2083	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2084	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2085	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2086	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2087	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2088	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2089	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付
2090	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口頭封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

令和 年 (記)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
2091	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2092	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2093	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2094	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2095	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2096	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2097	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2098	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2099	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付
2100	・	(む)		<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検被弁少付			月 日 選任 令和 年(わ) 号 年 日 口簡封送付

※：「国選弁護人選任請求書」とあるのは、「国選弁護人選任書・資力申告書」を意味する。

平成 30 年 (記)

(1)

進行番号	受付	事件番号	被告人・少年等	文書の標目	差出人	担当部	受領印	備考
※1 2000	9・1	30(む) 1234	千葉 健	<input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検(被)弁少付		※7	9月2日選任 平成 年(わ) 号 年月 日簡裁送付
※2 2001	9・5	30(む) 木更津簡裁	内房花子	<input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検(被)弁少付			9月6日選任 平成 年(わ) 号 年月 日簡裁送付
※3 2002	9・11	30(む) 1248	松戸次郎	<input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検(被)弁少付			9月11日選任却下 平成 年(わ) 号 年月 日簡裁送付
※4 2003	9・12	30(む) 千葉簡裁	市川三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検(被)弁少付			9月12日選任 平成 年(わ) 号 年月 日簡裁送付
※5 2004	9・15	30(む) 1226	千葉太郎	<input type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成24年(記)1998号)	検被(弁)少付 千葉県弁護士会			9月16日選任 平成 年(わ) 号 年月 日簡裁送付
※6 2005	9・15	30(む) 1250	外房啓二	<input checked="" type="checkbox"/> 国選弁護人選任請求書 <input type="checkbox"/> 国選弁護人複数選任申出 (平成 年(記) 号)	検(被)弁少付			9月15日選任 平成 年(わ) 号 年月 日簡裁送付 即決同家破踏
			(以下記載省略)					

※1 本庁(地裁)で勾留請求時に請求書が提出された場合の記載例

※2 木更津簡裁で勾留状発付後、本庁に請求書が提出された場合の記載例(平日なので地裁処理。この場合、事件番号欄は特に記載しない。)

※3 本庁(地裁)で勾留請求時に請求書が提出されたが、却下命令が出された場合の記載例

※4 千葉簡裁で勾留状発付後、請求書が提出された場合の記載例(平日なので地裁処理。この場合、事件番号欄は特に記載しない。)
地裁本庁後出は、事件番号欄に「千葉地裁」と書く。

※5 本庁(地裁)に弁護士会から国選弁護人複数選任申出が提出された場合の記載例(本事件の事件番号を()内に記入する)

※6 即決裁判手続によることの同意確認を求められた被疑者から、国選弁護人選任請求書が提出された場合の記載例

※7 選任日等の結果を記入。起訴後に本案に合綴した場合は(わ)番号を記入する。

注意1 事前に請求書を受けた場合であって最終的に当該被疑者の勾留請求がなされなかつた場合(釈放又は家裁送致)は欠番処理とする。

注意2 勾留請求が却下された場合、被疑者が国選弁護人請求を撤回した場合は、いずれも欠番処理ではなく却下ないし撤回の旨を明示する。

チェック表 千葉地裁処理用

被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表(千葉地裁処理用・R4.10)

記入方法:各項目の□の内容についてチェックしたら、担当者(現実に当該事務処理をした者)が認印すること。項目の途中で翌日に引継ぐ場合は、チェック内容の該当番号を付して認印すること。引継事項があれば備考欄に記載すること。引継ぎを受けた者は統いてチェックし、同様に認印すること。

被疑者氏名

令和 年 月 日

チェック項目・内容	認印	備考
1 請求は勾留請求以後か ①□ 勾留請求時に請求あり □ 上記の場合発付した勾留状の写しを作成する ②□ 勾留状発付後の請求		□勾留質問時 請求なし
2 被疑者から国選弁護人選任請求書・資力申告書が提出されているかどうか ①□ 提出あり、記載事項点検済み ②□ 上訴申立書等記録簿記載(千葉地裁 令和 年(記)第 号) ③□ 添付資料(④□資力ある場合不在・不受任通知書) ⑤勾留状発付後の請求の場合 □勾留状写し		
3 資力審査等 ①□ 現金・預貯金等資力が50万円未満 ②□ 現金・預貯金等資力が50万円以上 ③□ 私選弁護人選任申出なし ④□ 国選請求撤回 □ 国選請求撤回せず ⑤□ 私選弁護人選任申出あり ⑥□ 不在・不受任通知あり □ 不在・不受任通知なし		チェック表 1~4につき 内容確認済 指名通知 依頼する 裁判官印 印
4 私選弁護人が選任されていないか(※勾留請求書第4項の記載及び弁護人選任届の有無を確認) □ 選任されていない □ 選任されている(辞任届 □付き※ □なし) ※辞任届付弁護人選任届が提出されており、かつ、資力が50万円以上の場合 □ 弁護人の報告書あり □ 弁護人の報告書なし ※辞任届付弁護人選任届が提出されている場合は、その写しを国選記録に編てつ		
5 司法支援センター千葉地方事務所へ国選弁護人候補指名通知依頼 ※選任請求書を受け付けた裁判所名で処理すること ①□ 令和 年 月 日依頼送信済み ②□ 午後5時時点でのセンターの対応確認(③□即日処理 ④□翌日処理)		
6 司法支援センターからの指名通知 □ 指名通知受信(弁護士名)		
7 国選弁護人選任書作成等 ※選任請求書を受け付けた裁判所名で処理すること □地裁の裁判官による選任書作成・決裁(写し含む) □上訴申立書等記録簿に結果記載		
8 国選弁護人選任書を弁護人に送付 □ 原本を郵便で送付(請書同封) □ 原本を窓口で交付(請書受領)		
9 国選弁護人選任通知及び選任書写しに通知済の付記 ①□ 被疑者(留置施設) 付記 □ ②□ 檢察官 □ ③□ センター千葉地方事務所 □		
10 却下命令の場合 ①□ 却下命令作成・決裁 ②□ 却下命令副本を被疑者に送達(刑事公廷で行う) ③□ FAXで送信(即日送達できない場合)		

以下は、選任に至らない場合に記入する(上記10を除く)	認印	備考
□ ア 勾留請求なし → 右の備考欄に裁判官印をもらい、チェック表・選任請求書を刑事公廷に引き継ぐ		左記ア 選任請求として受け付けないことにつき 裁判官印 印
□ イ 勾留質問時に撤回 → チェック表・選任請求書・撤回書を刑事公廷に引き継ぐ		
□ ウ 勾留請求却下		
□ (ア) 檢察官からの準抗告申立なし □ (イ) 檢察官からの準抗告申立棄却 □ (ウ) 檢察官からの準抗告申立認容・勾留状発付		→ チェック表・選任請求書・勾留請求書のコピー・[]のコピーを刑事公廷に引き継ぐ → 上記5以降の事務を行う

国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官 殿

※ 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 強 盜 致 傷

2 理由

※ (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、千葉県弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

 (1) 貧困のため (2) 平成 年 月 日、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため ア 千葉県弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。 イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。

事前請求がある場合は、勾留請求前に押送担当者がまとめて持参するので、受付をしてください。同時に請求書の記載に不備、記載漏れ等がないかをチェックしてください。

- 1 事件名が正しく記載されていること
- 2 請求の理由にレ点がなされていること
- 3 資力の記載がされていること(無しの場合にも無にレを入れる。)
- 4 日付、氏名(指印)、生年月日が正しく記載されていること



記載したとおりで間違いあ

偽の記載をした場合は、10

内訳	現金	(<input type="checkbox"/> 無)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	→ 約 50,000円)
	金融機関に対する預貯金	(<input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	社内預金等	(<input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	金融機関の自己宛小切手	(<input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	郵便為替	(<input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)

合計

約 50,000円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成30年 9月 1日

氏名 千葉 健 印

(昭和62年12月18日生)

他事件で国選弁護人が選任されていたら、
その旨を国選弁護人候補指名通知依頼書に
記載することになります。

別所の職員が記入し上記は本人の署名指印であること
を証明する。不受任通知書

- 1 依行書類 依行状 依行書等の写し
- 2 取調べ担当検察官所属の検察庁
- 3 留置・収容場所
- 4 国籍 言語
- 5 他事件での国選弁護人選任の有無 無 有 (弁護人名)

ファクシミリ送信する前に支援センターあてに電話連絡をしてから送信作業を行ってください。

日本司法支援センター千葉地方事務所 御

ファクシミリ

平成30年9月1日

裁判所名は、国選弁護人請求書を受理した府で、選任まで処理することになります。(例)請求書を千葉地方裁判所で受付→センターへの指名通知依頼、国選弁護人選任書の決裁、選任通知は全て「千葉地方裁判所」で処理することになる(決裁当日の勾留担当が地裁、簡裁であるかは関係ない。)。

裁判所書記官 船橋太郎 職印

事件番号は、勾留事件番号
(地裁「む」、簡裁「る」)で差し
支えない。

電話 043-222-0165 (平日)

FAX

平成30年(む)第1234号国選弁護人選任請求(被疑者千葉健)について、下記文書を送付します。

記

1 国選弁護人候補指名通知依頼書 1通

2 勾留状写し 1通 以上

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返します。

勾留状は、裁判官の認印、契印、訂正印等に漏れがないか、勾留状2枚目の刑事訴訟法60条1項各号に定める事由の記載に漏れがないかを確認してから写しを作成します。

受 領 書

千葉地方裁判所

裁判所書記官 殿

日本司法支援センター千葉地方事務所
担当者

上記文書正に受領しました。

国選弁護人候補指名通知依頼書

日本司法支援センター千葉地方事務所 御中			千葉地方裁判所		
進行番号		通知回答期限	平成30年9月3日		依頼日
被 疑 者	チバケン 千葉健		生年 月日	昭和62年12月18日生	千葉中央警察署留置施設
			通訳言語		勾留場所
事 件	勾留日	番号	事件名		
	平成30年9月1日	平成30年(む)第1234号	強盗致傷		
国選弁護人 選任請求の別	刑事訴訟法第37条の2				
連絡事項	<input type="checkbox"/> ●●警察署留置施設に移送の可能性あり <input type="checkbox"/> 本庁(地裁・簡裁)以外の裁判所で勾留状を発付(木更津簡裁分) <input type="checkbox"/> 八日市場簡裁分 <input type="checkbox"/> 市川簡裁分 <input type="checkbox"/> 他事件での国選弁護人選任(弁護人氏名) <input type="checkbox"/> 本件で派遣された当番弁護士(弁護士氏名) <input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第37条の5(複数(追加)選任) すでに選任されている弁護人氏名() 内諾ある弁護人氏名() <input type="checkbox"/> 障害者刑事弁護制度に関する連絡() <input type="checkbox"/> 援助私選弁護人から国選弁護人への切替(弁護人氏名)				

国選弁護人候補指名通知書

国 選 弁 護 人 候 補	氏名	必要に応じて「連絡事項」に記載してください。	
	〒		
	住所又は事務所	TEL ()	FAX ()
		携帯電話 ()	
	所属弁護士会名	弁護士会	
総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別	<input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第2号		

勾 留 状			指揮印
被疑者	氏 名	千葉健	
	年 齢	昭和 62 年 12 月 18 日生	
	住 居	不定	
	職 業	無職	
被疑者に対する強盗致傷被疑事件について、同人を千葉中央警察署留置施設に勾留する。			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法 60 条 1 項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		平成 30 年 9 月 8 日 まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成 30 年 9 月 1 日			
千葉地方裁判所			
裁判官 館 山 春 子 			
勾留請求の年月日		平成 30 年 9 月 1 日	
執行した年月日時及び場所		平成 年 月 日 午 時 分	
記名押印			
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		平成 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		平成 年 月 日 午 時 分	

(被疑者用) 1

(被疑者 千葉健)

刑事訴訟法 60条1項各号に定める事由

下記の 1, 2, 3 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾留期間の延長

延長期間 平成 年 月 日まで	延長期間 平成 年 月 日まで
理由	理由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官	勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

千葉 健

勾留状写しを F A X 送信する際には、被疑事実の要旨の余白に被疑者氏名を鉛筆で付記しておきます（支援センターでの取り違え防止のため）。

被疑事実の要旨

被疑者は A 及び B と共に謀の上、金員を強取しようと企て、平成 30 年 5 月 6 日午後 1 0 時 10 分頃、千葉市中央区中央〇丁目〇番〇号先路上において、同所を通行中の C (当時 26 歳) を呼び止め、やにわにその顔面を手拳で殴打し、左足を蹴る等の暴行を加え、「金を出すか殺されるかどっちがいい。」等と申し向け、更に同人の顔面、左足を数回殴打あるいは蹴る等の暴行を加えてその反抗を抑圧するも、同人が現金を所持していなかったことから、その目的を遂げず、その際、上記暴行により同人に対し、全治 10 日間を要する左眼球打撲、左結膜下出血並びに左眼瞼外傷及び眼瞼皮下出血の傷害を負わせたものである。

平成 30 年 9 月 1 日

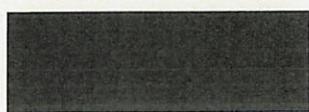
ファクシミリ送信書

日本司法支援センター千葉地方事務所 御中

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船橋太郎 

電話 043-222-0165 (平日)

FAX 

平成 30 年 (む) 第 1234 号国選弁護人選任請求 (被疑者千葉健) について、下記文書を送付します。

記

- | | |
|------------------|-----|
| 1 国選弁護人候補指名通知依頼書 | 1 通 |
| 2 勾留状写し | 1 通 |
| | 以上 |

※ なお、受信された際は、速やかに下記の受領書を返信していただくようお願いします。

平成 30 年 9 月 1 日

受 領 書

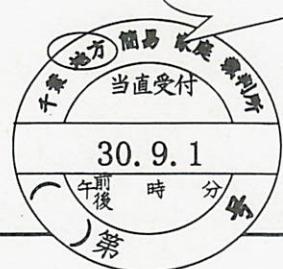
千葉地方裁判所

裁判所書記官 殿

日本司法支援センター千葉地方事
担当者 ○○○

支援センターから受
領書が送信されたら
受付印を押します。

上記文書正に受領しました。



平成 30 年 9 月 1 日

ファクシミリ送信書

- 千葉地方裁判所 刑事訟廷室 御中
- (千葉・木更津・八日市場・市川) 簡易裁判所 刑事係 御中
- 千葉地方裁判所 刑事第一部 御中
- 千葉地方裁判所 (木更津・八日市場) 支部 御中
- 千葉家庭裁判所 (本庁・木更津・八日市場) 支部 御中

日本司法支援センター(法テラス千葉)

千葉地方事務所 国選課

■ 添付の国選弁護人候補者指名通知書を送信いたします。
 ※被告人の場合公判時間連絡メモ、付添人の場合審判時間連絡メモを含む

(合計 1 通)

受信された際は、速やかに下記の受領書を返信して頂くようお願いします。

以上

受 領 書

日本司法支援センター
千葉地方事務所 国選課 御中

平成 年 月 日

- 千葉地方裁判所 刑事訟廷室
- (千葉・木更津・八日市場・市川) 簡易裁判所 刑事係
- 千葉地方裁判所 刑事第一部
- 千葉地方裁判所 (木更津・八日市場) 支部
- 千葉家庭裁判所 (本庁・木更津・八日市場) 支部

上記文書正に受領しました

電話 FAX
 送信書と指名通知書にそれぞれ受付印を押し、送信書(受領書)をファクシミリで返信します。



事件番号 平成 30 年第 1234 号

被疑者 千葉 健

事件名 強盗致傷

平成 30 年 09 月 01 日

千葉地方裁判所 殿

法テラス千葉

国選弁護人候補指名通知書

頭書の事件について、下記のとおり通知します。

記

国選弁護人候補者氏名 佐倉 一郎

住所(事務所) 〒285-0038
千葉県佐倉市弥勒町 9 2

電話 0432104321

FAX 0432101234

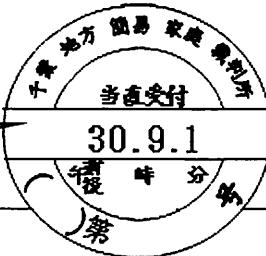
所属弁護士会名 千葉県弁護士会

総合法律支援法第 39 条
第 2 項に掲げる国選弁護人等
契約弁護士の別

総合法律支援法第 39 条第 2 項第 1 号 (普通契約)
 総合法律支援法第 39 条第 2 項第 2 号 (一括契約・スタッフ)

備考欄

受付印を押します。



平成 30 年 (む) 第 1234 号

国選弁護人選任書

千葉県弁護士会所属

弁護士 佐倉 一郎

上記の弁護士を被疑者

千葉 健

に対する

強盜致傷

被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成 30 年 9 月 1 日

千葉地方裁判所

裁判官 館 山 春 子

印

支援センターから国選弁護人候補指名
通知書が送信されたら、選任書を起案
し、裁判官の決裁印を受けます。

請書

平成 年 月 日

千葉地方裁判所 御中

千葉県弁護士会所属

弁護人弁護士 佐倉一郎 印

住所（事務所）千葉県佐倉市弥勒町92

電話 043-210-4321

被疑者千葉健に対する強盗致傷被疑事件（平成30年（む）第1234号）について、国選弁護人選任書1通を受領しました。

○ 選任書原本と請書を弁護人宛に郵送します。

送付のための切手は勾留通知用のものを使用してください。

写

選任書の原本は弁護人に交付し、
写しは裁判所に残ります。

平成 30 年 (む) 第 1234 号

国選弁護人選任書

千葉県弁護士会所属

弁護士 佐倉 一郎

上記の弁護士を被疑者 千葉 健 に対する

強盗致傷 被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成 30 年 9 月 1 日

国選弁護人選任通知書により通
知が完了したら、選任書写しに通
手続きをしたことを明らかにし、
認印します。

所

館 山 春 子

前同日 (通知手続年月日)

相手方 (通知方法) 檢察官 (使送 ファクシミリ)

被疑者 (ファクシミリ)

支援センター (ファクシミリ)

裁判所書記官印

平成 年 月 日 (通知手續年月日)

相手方 (通知方法) 支援センター (ファクシミリ)

裁判所書記官

平成30年(む)第1234号

被疑者 千葉健

被疑事件 強盗致傷

平成30年9月1日

千葉地方検察庁検察官 殿

千葉地方裁判所

検察庁宛は、事前に電話連絡をした上で通知書をFAXで送信するか、通知書写しを庁外事件送付簿で検察庁当直室に送付します。

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

電話 043-222-0165 (代表)

FAX

国選弁護人選任通知書

頭書の被疑事件について、下記の弁護士が、国選弁護人に選任されたから通知します。

記

弁護士氏名 佐倉一郎

事務所又は住所 〒285-0038

千葉県佐倉市弥勒町92

TEL 043-210-4321

FAX 043-210-1234

千葉県弁護士会

(総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別)

総合法律支援法第39条第2項第1号

- ・指名通知書を見ながら弁護人情報を登録します。
- ・弁護人の携帯電話番号は表示しないようにしてください。
- ・総合法律支援法39条2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別は同通知書に記載されている号数を登録します。

平成30年(む)第1234号

被疑者 千葉健

被疑事件 強盗致傷

平成30年9月1日

被疑者 千葉健 殿

千葉地方裁判所

被疑者宛は、勾留先の警察署留置管理課宛てに警察電話で電話し、FAXに切り替えてもらった上で通知書をFAXで送信します。

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

電話 043-222-0165 (代表)

FAX

国選弁護人選任通知書

頭書の被疑事件について、下記の弁護士が、国選弁護人に選任されたから通知します。

記

弁護士氏名 佐倉一郎

事務所又は住所 〒285-0038

千葉県佐倉市弥勒町92

TEL 043-210-4321

FAX 043-210-1234

千葉県弁護士会

平成30年(む)第1234号

被疑者 千葉健

被疑事件 強盗致傷

平成30年9月2日

日本司法支援センター千葉地方事務所 御中

千葉地方裁判所

センター宛は、事前に電話連絡した
上で通知書をFAXで送信します。

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

電話 043-222-0165 (代表)

FAX

国選弁護人選任通知書

頭書の被疑事件について、下記の弁護士が、国選弁護人に選任されたから通知します。

記

弁護士氏名 佐倉一郎

事務所又は住所 〒285-0038

千葉県佐倉市弥勒町92

TEL 043-210-4321

FAX 043-210-1234

千葉県弁護士会

請　　書

平成 30 年 9 月 2 日

千葉地方裁判所 御中

千葉県弁護士会所属

弁護人弁護士 佐 倉 一 郎

印

住所（事務所）千葉県佐倉市弥勒町 92

電話 043-210-4321

被疑者千葉健に対する強盗致傷被疑事件（平成 30 年（む）第 1234 号）について、国選弁護人選任書 1 通を受領しました。

○ 請書は、原本を係宛てに提出してもらうことになります。

千葉地裁選任なら地裁刑事訟廷事件係宛てに、千葉簡裁選任なら簡裁刑事係宛てに返送してもらうことになります。

H30.9.2

刑事訟廷受付印